

ISSN 1345-0522

史標 60

O. D. A.「史標」出版局

2018 年 6 月号

"SHIHYOU" 60

June 2018 (published 11th June 2018)

ISSN 1345-0522

Editorial board: Chihiro KUROIWA, Itaru NARUI

Laboratory of Architectural History

School of Creative Science and Engineering, Waseda University

O. D. A. "SHIHYOU" publishing

Room 8F-10, Okubo 3-4-1, Shinjuku, Tokyo 169-8555

TEL: 03-5286-3275

FAX: 03-3204-5486

Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

目次

Contents

* * * * *

巻頭のことば

書くことの彼岸へ

pp. 1-3

—『史標』再刊に寄せて

早稲田大学名誉教授、博物館明治村館長 中川 武

はじめに

pp. 4

O. D. A. 史標出版局

* * * * *

秋篠寺と復古

pp. 5-14

Akishino Temple and Restoration

小岩正樹研究室 修士2年 萩原安寿

「学宮図説」について

-「学宮図説」の成書経緯(1)-

pp. 15-20

The formation process of Gakkyuzusetu

小岩正樹研究室 博士後期課程3年 万 長城

最初期の電気事業と電灯供給について

-日本近代における電気事業の展開(1)-

pp. 21-30

The initial stage of electric industry and light supply in Japan

小岩正樹研究室 博士後期課程1年 伊藤瑞季

* * * * *

碑文に見る Champa の行政制度

pp. 31-42

(-R.C.Majudar『Champa : History and Culture of an Indian Conolonial Kingdom in the far East 2ND - 16th Century A.D.』翻訳-)

Administrative System of Champa seen in inscription

小岩正樹研究室 修士2年 石井由佳

プレ・アンコール期の寸法体系試論(1)

pp. 43-50

Experimental Discussion about Dimentional System in Pre-Angkor Period 小岩正樹研究室 博士後期課程1年 成井 至

「シェムリアップ／アンコール」の都市構想

その1. 図面史料調査と中心部の2つの計画案について

pp. 51-56

Realization of "Siem Reap/Angkor"

Part 1. Research on Drawing Archives and Consideration on Two Plans of Central Area

小岩正樹研究室 博士後期課程3年 黒岩千尋

* * * * *

執筆者略歴、執筆後記

お知らせ

書くことの彼岸へ -『史標』再刊に寄せて

早稲田大学名誉教授、博物館明治村館長 中川 武

研究室の若い人たちが、同人研究発表誌『史標』をかなり粘り強くやっていたという印象が残っている。1960年代の末の、私が学部から大学院に進む頃、文学関係だけでなく、建築分野でも、多くはなかったが、同人誌的なものへの熱心な集いがあったと思う。なにもないが、自由と青空だけがあったという戦後的なものから、総体としてはまだまだ貧しいが、そろそろアチコチに豊かさの影がチラツキはじめた頃であって、バスに乗り遅れたくないが、しかしどこへ?というような漠然としたアセリ^{タチ}が強いた活動であったようにも思う。発表原稿1頁当り、いくら…といようにお金を出し合って、肩に力だけは入っているが、誰にもあまり受け入れてもらえない内容を発表し合っていたように思う。

『史標』の活動が軌道にのり出した1985年頃は、内容が面白いものであれば、学生や院生の建築史的な言説であっても、発表の機会がそれなりに巡ってくるような時代であった。そのような時代的な風潮の中では、“それは違うのではないか?”というふうに、時代の波に乗り切れない人々は必ずいるのであった。私などは、頼まれれば、断れない性質^{タチ}ではあったが、建築史は少数者の立場に立つべきだ、とか、日の当らない研究室であることの誇りなどをほざいたりしていたと思う。『史標』の中心メンバーは、私より、1~2世代若い人達であったが、どちらかというと私と似た暗い人達だったような気がする。しかし、内向きに秘かに研鑽を積むのだ、という意気込みは伝わってきた。

『史標』10周年か、何号目かの記念号に寄稿を依頼され、以上のようなことを書いたのかもしれない。今回、久方ぶりに現在、博士や修士の学生たち（中には今も普段から接している人と、そうでない人がいるようだが）の中から、何らかのかたちで自主的な研究発表の機会を持ちたいということで、せっかくなら『史標』の再刊ということになったらしい。

“今、何故?”という疑問がないわけではないが、そのような気持を“諒”したい、という心根もないわけではないので、今回は、私の方から寄稿を申し出た次第である。

この四半世紀ほど、私の関心のかなりの部分はアンコールにあった。その要点は、アンコール遺跡の保存修復にかかる国際協力事業という、型通りのタイトルの中に、ほぼ全ての問題点やこだわりが込められているといつても良い。遺跡の歴史的、自然環境的、社会的形成過程の探求は勿論、学際的な協力が必要であり、遺構そのものの建築学的形成の理解も、建築史の一般論の適用で解明できるものではなく、遺構そのものの実体的な^{ひだ}襞にまで深く入り込むことなしには不可能である。しかし、それらの困難について述べることがここでの目的ではない。仮に、遺構の全体的な姿が俯瞰できたとしても、修復対象の遺構が自動的に選択可能となるわけではない。即ち、何を、どこまで、どのような方法で修復保存するのか、という問題は、勿論、事業であり、プロジェクトであるから実践に伴う、主客双方の、そして人材育成も必須の課題

であるから、もっと複雑な社会的、現実的条件の森を一つ一つ潜り抜けていかなければならない。けれどもその繁雑さを嘆きたいわけでもない。

要するに、理論と実践の間には径庭があるということを言いたいのだが、ナンダ、胸三寸に納める腹芸みたいなことか、とは思わないで欲しい。理論と実践の間の径庭こそが、理論的、思想的課題ナノだ、と私は今、思っている。アンコール遺跡のいくつかの遺構は、主客の間を往還する時空が、様々な波紋や磁場となって私たちに呼びかけてくる。この吸引と反射、即ち呼応する空間の力こそが、アンコールの特有な歴史と自然的、地政学的環境が生み出したもので、これこそが、アンコール遺跡のオーセンティシティの中核である。一部の社会勢力だけが経済復興を遂げたに過ぎないように見えるカンボジアの現在にとって、アンコールの真正性がそこに護り続けられることこそが、これから一層のこと大切なことに違いない。とりわけ、若者達にとって、アンコールが呼びかけてくる構えが、今後構築すべき必須な思想の立脚点になるであろうと思われる。私たちはそのために必要なことをやってきたと思う。ほんの一部の事業であるが、バイヨン寺院の保存修復を成し遂げつつあり、少数の保存修復専門家が育ちつつある。これが、理念上だけのことであったり、純粋アートのできごとであれば、後はその社会の問題である、と言い訳することも可能であろう。しかし私たちの事業は、実践的技術にかかり、教育の実効性にもかかわることである。実際のアンコールの事業体制の中で、私たちの志向性が、卑小な政治的動向を越えて、思想的な力をもつか、否か、問われなければならないのである。

私は学生時代に『瀝標』^{みおつくし}という詩と評論の、すぐに廃刊となった同人誌をやっていたことがあった。その頃と『史標』を若い人たちがやり始めた頃と、そしてそれをまた再刊しようとしている現在を、極めて私的な、書くことの意義をめぐって、その背景的な時代風景の違いを考えてみると、現在は、個と歴史や世界といったものとの間は、遠く、広いような感じと、境界のない地続きのような、両義的、あるいは結界的な関係として、実感されるのではないだろうか。現在のカンボジアで生起していることは、日本でも、そして世界でも、どこか通底して感じられることにもそれは現れている。

この四半世紀の間、文化遺産の保存修復の分野だけでなく、法学や法治社会の形成をめぐって日本－カンボジアの交流がかなり密に進められてきた。私がはじめてアンコールに行った時、税金というものがなく、アンコール・ワットの入場料もいらなかった。現在では、かなりの法律があり、反政府・反与党の活動に対する弾圧が法治として執行されていたらもする。かけがえのないアンコール遺跡のオーセンティシティが、近代修復技術によって消滅の危機に瀕している例も見受けられる。では、このような私たちの、バイヨンでやってきた小さな努力は無駄なのであろうか。勿論そうではない。いつか必要となるだろう。しかし、その時まで、ジーッと耐えていれば良いのだろうか。

私たちは、自分の関心にうながされて、あるいは好きなことを、できるだけ居心地良くやっていければ、と思っている。でも皆がそう思っているので、争うか、個と全体の関係の中にしか、価値の源泉がないことに気付かざるを得なくなるのだと思う。私たちはいろんな意味で、極めて限定された個に過ぎないので、この限定されている、ということが、無謀にも、歴史とか世界というものに、私たちが爪跡をつけることができるかどうかが生きている意味だ、と

思うように仕向けるのだと思う。

IT や AI 環境の進行を見れば、書くことの中に、強いられた感がますます強まっていくだろう。また、身すぎ世すぎで書くことが多くなっていくにしても、書くことは常に「私」と「世界」の対話であることを止めることはない。字や絵を描くことが、手を動かすことから、キーボードをたたくことに変わっていくにしろ、書くことは、イメージの発動からして身体への問い合わせであり、身体という自然を介して、世界と通底しているため、内的な精神との応答は避けられないからである。

たとえば、私は、「経済的範疇は必ず幻想的領域を疎外する」（吉本隆明）と「技術とは客観的法則性の意識的適用である」（武谷三男）という言葉を、いろんな局面で何度も反芻してきた。カンボジアでも、日本でも、こんなバカな！ことが日常茶飯事である。易々とはいわないが、まるで何事もなかったようにありえない事が延命している。もとより困難は承知である。しかし、私たちが今直面していることは、私たちの「歴史」的課題であり「世界」の実相であることは間違いない。私たちは、私たちの「歴史」と「世界」に爪をかけることができるだろうか。書くことの彼岸へ出ることが、そのための思想的根拠構築の第一歩だと思われる。諸君の健闘を祈る。

はじめに

このたび、『史標』を再刊することといたしました。年4号を刊行予定です。

『史標』は早稲田大学建築史研究室にて1990～2009年にかけて発行されていた季刊誌です。おおよそ10年振りの発行ですので、中川先生を除いて執筆する全員がはじめての投稿となります、バックナンバーを改めて読みながら準備をしてまいりました。

それぞれが持っている研究原案を、まだ1つの論となる手前であっても、自由に、しかし、志をもってまとめ、積み重ねていける場をもつこと。それを定期的に発行して読みあい、議論する場をもつこと。各々が相応に忙しくしており、一同に会して意見交換の機会を設けることがままならないと感じているなかで、その一端となる媒体があっても良いのではと、さらに、それはよく研究室で目にしてきた『史標』のようなものなのではないかと、ある日ふと話題にしたことが契機となりました。

まずは、建築史研究室に所属する学生有志でスタートしました。現在取り組んでいる、もしもこれから深く入り込んでいこうとしている主題について、まったく他分野の6題で構成しています。

緩やかにではありますが、研究室内の限られたものにはせず、建築に纏わる歴史研究を出したいという方々が自由に投稿できるように体制を整えております。個々人の研究発表の場としてのみならず、チームでの調査結果や、各々のゼミでの成果を文章にしていただくのでも構いません。また、重ねて『史標』に投稿された論考に関する評価、ご意見やご質問等も募集しております。巻末に記載した連絡先にご連絡いただければ、お取次ぎさせて頂きます。寄稿をお待ちしております。

O. D. A. 史標出版局

秋篠寺と復古

Akishino Temple and Restoration

小岩正樹研究室 修士2年 萩原安寿

1. はじめに

「復古」とは、「昔にかえすこと。元どおりになること。また過去の体制や、思想・伝統によりどころを求め、それに倣おうとすること」とされる¹。建築において復古と近しい言葉として「復元」や「復原」がある。鈴木博之氏は『復元思想の社会史』²で、「あらゆる「復元」や「復原」はその時代の歴史的意識、その時代の歴史の要請を受けている。あらゆる時代は、つねに自分好みの歴史を要求する。もっと露骨にいうならば、「復元」や「復原」は過去の栄光の恢復という歴史的要請を受けて行われることが多い。そこで行われるのは「あるべきすがた」の恢復であり、それは往々にして栄光の過去の恢復」³と述べている。

寺院においてこの「復古」がなされている建築がある。例えば、興福寺東金堂や教王護国寺講堂は「復古的」とされ、室町時代に建立されているが三手先などの古代的な特徴を持つ。また両寺院は前身建物と同じ平面を持つことから失われてしまったものを旧に復する「復元」的な復古とも考えられる。秋篠寺本堂もまた古代を擬古した復古建築とされる。しかしながら、前述した寺院と異なるのは、中世初期という古代に近い時代に建てられていること、そして創建当初の平面を持たないということである。つまりこの復古は、失われてしまったものを旧に復する「復元」的なものではない。ではなぜ秋篠寺は復古的な装いをしなければならなかつたのだろうか。そしてその復古という理念が寺院の特徴にもたらしたものはあるのだろうか。そこで復古理念がどのようにして寺院建立に必要とされ、形態化したのか明らかにするために、寺院の概要を述べた後、秋篠寺の三つの復古的出来事——（1）奈良時代の造営（2）鎌倉時代初期の本堂再建（3）室町時代の本尊の制作を通してその復古について分析する。



図1 秋篠寺本堂正面写真 (筆者撮影)



図2 秋篠寺本堂軒回り写真 (筆者撮影)

2. 秋篠寺概要

概要について『国宝秋篠寺本堂修理工事報告書』⁴、『奈良国立文化財研究年報』⁵、『奈良朝寺院の研究』⁶『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂 I』⁷『大和古寺大観 第5巻』⁸『大和の古寺5』⁹を参考とし以下まとめる。

(1) 寺院沿革

秋篠寺は770年から780年に光仁天皇の勅願により善珠を開基として創建された寺院とされる。次の天皇である桓武天皇にも厚く保護された。また境内に金堂と東西両塔の礎石が残っていることから、双塔式伽藍であったと推測されるが、1135年に兵火によって講堂以外のすべてが焼失されていることから現存していない。また現本堂は、図からも分かるように旧伽藍の講堂に位置しているとされる¹⁰（網掛けが秋篠寺の伽藍を構成する建築または建築跡）。しかし現本堂の平面は、桁行五間、梁間四間という小規模なもので、奈良時代の完数尺の使用が見られないため旧講堂の柱間と考えることは難しく、現本堂は旧伽藍の講堂に位置しながらも、それとは関係なく建てられたと考えられている¹¹。建立時期は不明であるが、鎌倉初期の技法が見られることからこの時期とされる。

(2) 構造形式

現本堂の構造形式は、一重、寄棟造り、本瓦葺、三間四面堂となっている。側柱上は平三斗で、繫虹梁と肘木を組み合わせ、間斗束を中備えとする。入側柱上も三斗斗棋を組み、中備間斗束、内陣中央には二間の大梁を架けて組入れ天井とする。軸組みに太い貫を使用せず長押をめぐらすこと、全体的な高さが低いこと、屋根勾配が比較的緩いこと等の特徴があり、それは古代建築の特徴と言える。一方、側廻りの内法長押の楣が貫となって隅柱まで差し通すこと、庇の繫ぎ虹梁の尻を入側柱に貫通すること、繫虹梁先端は木口を斜めに切り上端に勾配を付けていること等は、鎌倉時代に入って見られる技法や意匠である。



図3 秋篠寺伽藍復原図（筆者加筆）

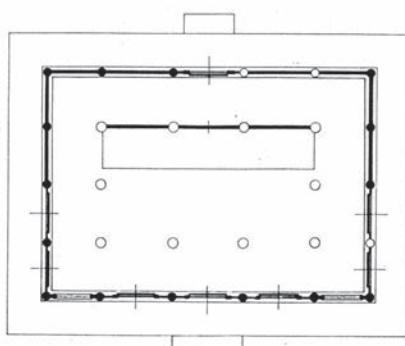


図4 秋篠寺現本堂平面図

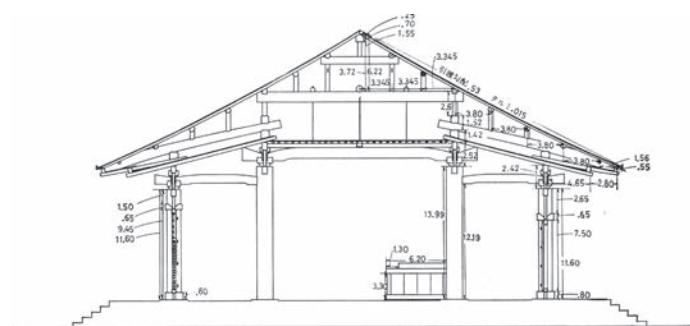


図5 秋篠寺現本堂断面図

また以前の本堂は、正面一間分が唐招提寺金堂や興福寺東金堂のように吹き放し形式であったと考えられ以下に図6・7のように復元図が提示されている¹²。秋篠寺調査概要では「唐招提寺金堂と同様な前面吹き放しの建築が、從来知られていた興福寺東金堂・喜光寺本堂以外にも存在していたことになり、奈良時代と同様な仏堂の空間構成が鎌倉時代初頭にも採用されていた重要な実例」¹³と述べ、一間吹き放し形式が奈良時代の形式であるとしている。

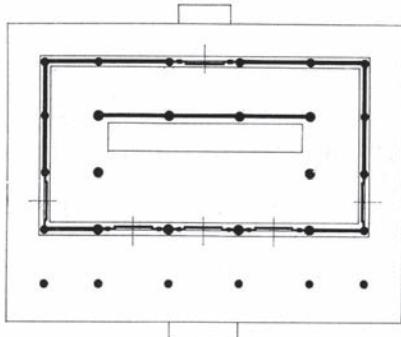


図6 秋篠寺本堂復元平面図

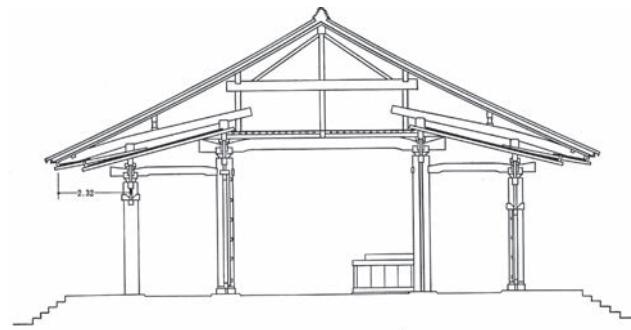


図7 秋篠寺本堂復元断面図

(3) 既往研究での復古的評価の記述部分

以下に秋篠寺関係の既往研究において復古的と評している記述部分について引用する。

- ・「奈良時代の形態をかなりよく伝え、当時のいわゆる復古建築の代表的な遺構である」¹⁴
 - ・「奈良における和様の伝統を襲った好建築であり、擬古的な中世仏堂として重要な位置を占めている」¹⁵
 - ・「古代風な外観をもつとはいっても全体的に軸部の丈がやや低目で、奈良時代風よりはむしろ平安時代的な姿」¹⁶
- 上記より秋篠寺本堂は中世初期の復古建築として評価されている。次に3～5章で復古の動きをまとめ、復古の背景となるもの、復古が形作る特徴について考察したい。

3. 奈良時代の造営

奈良時代の秋篠寺の造営は、前述した通り780年頃に行われたとされる。森郁夫氏は「寺院造営規制と秋篠寺の造営」¹⁷で、仏教政策によって平城京では多くの寺院造営が行われたことにより、財政逼迫を招いたとしている。光仁天皇は天皇即位前から律令体制の立て直しを図っていたことが知られるが、即位後の秋篠寺造営はこの律令体制立て直しの施策と矛盾していると分析されている。秋篠寺の伽藍配置は大安寺式伽藍と呼ばれるもので、東西両塔が南面回廊の外に建つ形式となっている。森氏は、この伽藍を採用した理由を鎮護国家の思想に基づくためであるとしている。また秋篠寺造営の理由は天武系に連なる天皇たちの寺院造営に対し、光仁天皇が自ら発願する必要があり、それを示すことで光仁天皇が天武系に連なる諸事を払拭するためであったと推測している。

しかしながらこの論について、光仁天皇が天武系に連なる諸事を払拭したいと考えていたことと大安寺式伽藍の採用は

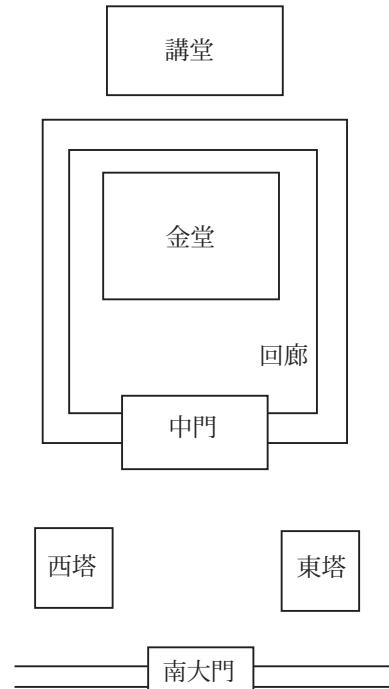


図8 秋篠寺伽藍配置図（筆者作成）

矛盾すると考えられる。それは、大安寺式伽藍が、大安寺・東大寺・法華寺・西大寺・新薬師寺など天武系天皇の造営寺院であるからである。仮に天武系を払拭したければ、このような伽藍配置を避けるとも考えられる。つまり大安寺式伽藍を用いたのは、自身が天武系ではないことに対し正統な天皇として認められない恐れへの打開策だったと推測できる。天武天皇は、壬申の乱で実力を持って天智天皇の子に勝ち天皇となった人物であり強い天皇像と言えることから、天武系でないことに対する恐れや不安感を持っていたことは推測される。よってこの天武天皇が大安寺式伽藍を用いた造営をすることで天武系を装ったと見ることができる。それは旧に倣う意思、復古的な考え方とも言い換えることができるのではないだろうか。伽藍配置という形によって天皇の正当性を形作る操作的な動きであると言える。これを秋篠寺で行われた最初の復古的な動きとして考えることしたい。

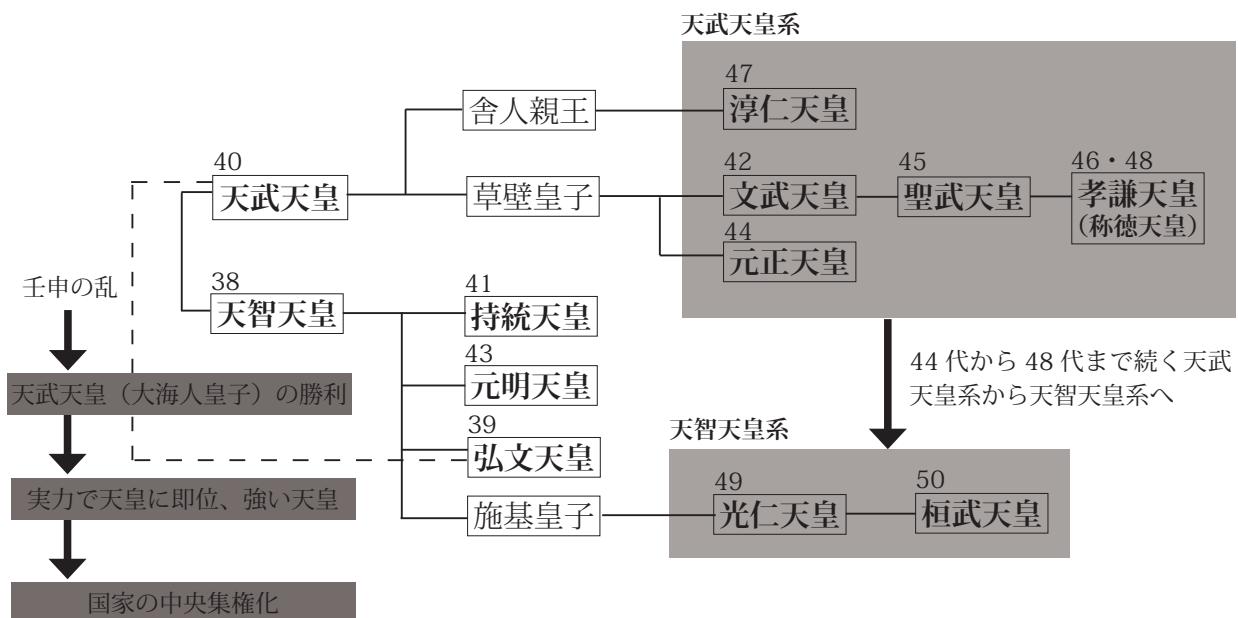


図9 天智系天皇・天武系天皇図（筆写作成）

4. 鎌倉時代初期の本堂再建

次に鎌倉時代初期の本堂再建に見られる復古的な動きについて記す。本堂の復古的な特徴は下記のとおりである。

- 現本堂は旧伽藍の講堂に位置しながらも、それとは関係なく建てられた
→当初平面でない（復元でない）
- 奈良時代では一部に使われていた長押を四面に使っている
→平安時代的な特徴¹⁸と言える
- 新技法である貫を使い、またそれを露出させている
- 古式の三手先を使わず、平三斗を使っている

これらについて秋篠寺本堂以外の復古建築と比較して、その復古の考え方について考察する。他の復古建築として、興福寺北円堂と興福寺東金堂、教王護国寺講堂の三つとする。これらは、『国宝・重要文化財大全 11 上巻』¹⁹に「古式を伝えている」または「古代を残す」とさ

れているもの、『社寺建築の技術』²⁰ より復古建築であると示されているもの、またその中でも修理工事報告書があるもの、または修理工事報告書内に復古建築を説明する記述があるものとする。各建築の平面及び長押、貫、組物を比較する。まず平面について、表1から分かるように、秋篠寺本堂のみが創建当初の平面と関係なく作られている。次に長押について表2から分かるように、興福寺北円堂、秋篠寺本堂が長押を四面に配している。北円堂は、連子窓又は扉が全面に廻らされていることから建具を付けるために長押が必要だったと考えられる。一方秋篠寺本堂は、現在は土間壁になっているが以前は一間吹き放しであったため、建具の取り付けは不要と言える。また仮に建具が必要としても貫を使用していることから、建具のために長押は必要ではないと推測される。つまり構造的に不必要という見方もでき、この点において北円堂とは差異がある。長押を廻らせた理由として、長押を多用して使用することが平安時代以後の特徴と分析できる¹⁸ ことから、秋篠寺本堂も平安時代以後の長押の使い方をしていると推測することができる。また前記した通り「古代風な外観をもつとはいっても全体的に軸部の丈がやや低目で、奈良時代風よりはむしろ平安時代的な姿」¹⁶ と分析している既往研究を含め、秋篠寺本堂は平安時代的な外観を持つと見てよいと考えられる。しかしながら一間吹き放しであることから依然として奈良時代の特徴ももっているとも見ることができ、奈良・平安時代の特徴を兼ね備えていると言える。

表1 復古建築の平面計画比較

寺院名	年代	平面について
興福寺北円堂	1210	創建当初の平面
秋篠寺本堂	鎌倉初期	創建当初でない平面
興福寺東金堂	1415	創建当初の平面
教王護国寺講堂	1491	創建当初の平面

表2 復古建築の長押比較

寺院名	年代	長押位置	内法長押断面	地長押断面
興福寺北円堂	1210	四面	□△	□□
秋篠寺本堂	鎌倉初期	四面	□□	□□
興福寺東金堂	1415	一部	△ □	□△ □△
教王護国寺講堂	1491	一部	△	△ □

次に貫について表3から分かるように、興福寺系建築については貫を外観に露出していないことが分かり、外観を古代に倣う強い復古の意思が推測される。また教王護国寺講堂については中世後期の遺構で、すでに貫の使用が中世初期よりも一般化していたと考えられる。よって秋篠寺は積極的に中世の新技法である貫を使用したと見ることもできる。次に組物について表4より、秋篠寺本堂のみが平三斗でその他が古式である三手先となっている。以上の比較から、秋篠寺本堂は他の復古建築と比べて奈良時代以降の外観も含まれており、奈良時代、平安時代の中に中世をも取り入れ構成されていると言える。よって鎌倉初期（中世初期）に再建された秋篠寺本堂は奈良時代の特徴、平安時代の特徴、中世初期の特徴を持つ本堂であると考察した。これは復元的な復古でないために可能となった様相であり、また復古という考え方、理念が三つの時代の様式を折衷させたと見ることもできると推測した。

表3 復古建築の貫比較

寺院名	年代	貫 ^{*21} が外観に露出するもの
興福寺北円堂	1210	×
秋篠寺本堂	鎌倉初期	○
興福寺東金堂	1415	×
教王護国寺講堂	1491	○

表4 復古建築の組物比較

寺院名	年代	組物の種類
興福寺北円堂	1210	三手先
秋篠寺本堂	鎌倉初期	平三斗
興福寺東金堂	1415	三手先
教王護国寺講堂	1491	三手先

5. 室町時代の本尊の制作

秋篠寺本堂は古代の頭部を残す伎芸天像が有名な寺院であるが、本尊である薬師如来像について注目したい。『大和古寺大觀 第5巻』によると本尊は南北朝から室町期の技法が見られ成立も室町時代十五世紀あたりとされる。しかし、「像は目が大ぶりで、鼻梁も太く、口を「へ」の字に結ぶ丸い顔だちで、その頬はふくらみ、肩幅の広い体躯も、豊かな胸や腹のくびれが強調され、ひざも分厚く一見平安初期風を踏襲しているのに気づかれる」²²とされている。これより創立期の復古作であるとの考慮もされているが、仮に復元的な復古でなければどのような

理由があるのだろうか。室町時代に復古的な仏像が作られた理由は明らかでないが、推論までに近接する西大寺との領地争いを原因とみることができるだろう。これは西大寺・秋篠寺相論絵図などから知られている関係である。古式な仏像を作ることで、より古い時代から寺院があつたかのように装い正当化する操作が行われたと推測できる。本論では西大寺との関係性は検証できなかったので今後の課題としたい。



図 10 薬師如来像

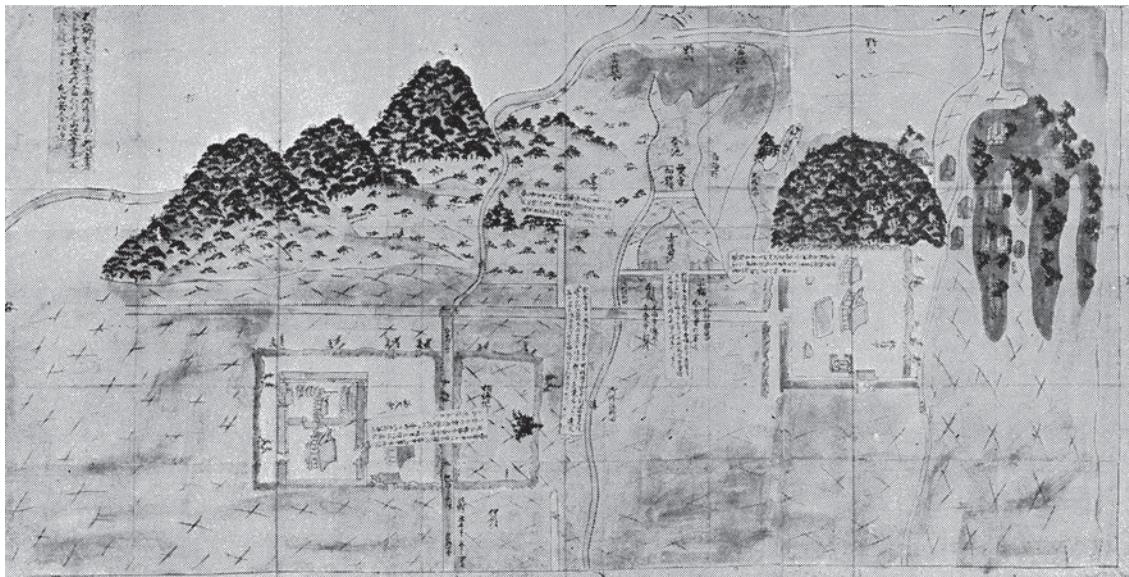


図 11 秋篠寺西大寺相論絵図

6. 秋篠寺と復古についての考察

秋篠寺について以下の三つの考察をした。

- (1) 奈良時代の造営に関して、天武系天皇が使用した大安寺式伽藍を用いたことを挙げ、天武系を装ったと見ることができると考察した。それは旧に倣う意思、復古的な考えとも言い換えることができると推測した。
- (2) 中世初期に再建された秋篠寺本堂は奈良時代の特徴、平安時代の特徴、中世初期の特徴を

持つ本堂であると考察した。復元的な復古でないために可能となった様相であり、また復古という考えが三つの時代の様式を折衷させたと見ることもできると推測した。

(3) 本尊の薬師如来像が復古的な仏像であることから、中世以降においても復古的な考えが寺院に存在したことを挙げた。またこの背景として西大寺との領地争いがあり、復古することにより古い時代から寺院があったかのように装い正当化する操作が行われたと推測した。

以上の分析を通して、秋篠寺には奈良時代から少なくとも室町時代に至るまで「復古」という意識が寺院造営に関わっていたと考えられる。連続しない三つの出来事——奈良時代の造営、鎌倉時代初期の本堂の再建、室町時代本尊の制作に通底する思想「復古」が見られるのは特異なことであろう。この三つの出来事を通して復古が深められていく構図が分かり、現在の「復古建築」に繋がるのだと考えられる。

また本堂は、和様建築の時代の折衷が見られる建築とも考えられる。新和様や折衷様のような単に特徴を切り取って組み合わせるといった様式の折衷ではなく、「復古」を軸に奈良、平安、中世の様式が混ざり合い折衷されたと捉えることができる。これによってある一つの理念、ここでは「復古」が様式の折衷を進める一つの要因になり得ることが推測される。秋篠寺は復古ではあるが復元でも復原でもない、復古という一つの様式、意匠を持っている寺院とみることができ、幾度かの復古に関わる事業を通し長い年月の中でゆっくりと形作られていったもので、復古によって様式、ここでは和様が形作られていったとも言える。これを秋篠寺の特徴と結論付けたい。冒頭で引用した鈴木博之氏の言葉で表現するならば、秋篠寺の復古はあるべき姿の恢復ではなく、復古をとおして栄光の未来を作ったとも言えるのかもしれない。そして「個々の時代の人々が受け継いでいった復古」と後に秋篠寺を修理する「古社寺修理技術者」との潜在的な対話があったからこそ現在の評価があるのだろう。

本論では記載しなかったが秋篠寺では修二会が行われていた記録があり、それはその後庶民信仰を経て農村神事へとつながっているとされている。また室町時代の絵馬が発見されていることなどから、神仏習合後の秋篠寺の位置づけ等も検討する必要がある。またその信仰と本尊を含めた仏像との関係なども検討する必要がある。中世以降の信仰の分析後もう一度秋篠寺の復古的思想・理念について述べることを今後の展望としたい。

<注釈>

注1…『日本国語大辞典』小学館

注2…鈴木博之編『復元思想の社会史』建築資料研究者 2006.6.15

注3…同上 p8

注4…編 奈良県教育委員会 『国宝秋篠寺本堂修理工事報告書』 1969.9

注5…編 奈良国立文化財研究所 「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』 1965.11.1

注6…福山敏男『奈良朝寺院の研究』

注7…太田博太郎ほか『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂I』中央公論美術出版 1981.1.26

注8…『大和古寺大観 第5巻』岩波書店 1978.3

注9…『大和の古寺5』1981.10. 岩波書店

注10・11…『大和古寺大観5』岩波書店 1978.3 解説 p13

注12…編 奈良国立文化財研究所 「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』 1965.11.1

注 13…編 奈良国立文化財研究所 「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』1965.11.1

注 14…奈良県教育委員会 『国宝秋篠寺本堂修理工事報告書』1969.9

注 15…『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3

注 16…太田博太郎 ほか『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂I』中央公論美術出版 1981.1.26

注 17…森郁夫『日本古代寺院造営の研究』法政大学出版局 1998.2

注 18…萩原安寿 2016年度早稲田大学卒業論文「技法から読み解く秋篠寺本堂の復古理念」参照
本論末尾頁 参考資料表「長押についての分析」

古代において水平構造材であったとされる長押と、中世の新技法である貫について分析をする。まず長押について、古代では水平構造材であったという定説^註があるが、古代・中世の内法及び地長押の断面をまとめた表1（網掛けしている部分は、建具回りなどの一部となる長押を示す）から、奈良時代において長押は建具廻りなど一部のみの使用となることが分かる。平安時代から中世にかけての遺構を見ると、長押が建具廻り以外にも使われることが分かる。秋篠寺本堂の長押を見ると、地長押、内法長押ともにつけられている。これは奈良時代の形式の復古と考えられる点に反するものである。このような長押を四面に配したことは、平安時代の影響を受けていると考えられる。

【註】太田博太郎『日本建築史序説』1960 p133には、

「古代における軸部の横力に対する力は、主として柱の太さにあった。これを助けるものは長押で、長押を柱に打つことにより、軸部の変形を防いでいた。長押の構造的な力は、当時の人々にはっきり認識されていた。道長は東三条殿の泉殿に長押を打たないのを見て、「など長押を打たぬぞ、下も土にて弱きに」^{十訓抄}といっているし、定家は持仏堂が倒れたとき「長押なきによる」^{明月記}と記している。」

としている。これに対し、大森健二『社寺建築の技術』理工学社 1998.8.20 では、古代の堂建築の長押は建具を嵌めるために使われ、長押は古代において構造補強材では無かったと述べられており、この意見を参考に遺構の比較を行った。

注 19…『国宝・重要文化財大全 11 上巻』毎日新聞社 1998.12.30

注 20…大森健二『社寺建築の技術』理工学社 1998.8.20

注 21…頭貫を除く貫とする

注 22…『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3

<参考文献>

・奈良県教育委員会 『国宝秋篠寺本堂修理工事報告書』1969.9

・編 奈良国立文化財研究所 「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』1965.11.1

・福山敏男『奈良朝寺院の研究』

・太田博太郎 ほか『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂I』中央公論美術出版 1981.1.26

・『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3

・『大和の古寺 5』1981.10. 岩波書店

・森郁夫『日本古代寺院造営の研究』法政大学出版局 1998.2

・大森健二『社寺建築の技術』理工学社 1998.8.20

・鈴木博之編『復元思想の社会史』建築資料研究者 2006.6.15

<図版典拠>

図 1・2…筆者撮影

図 3…『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3 解説 p13

図 4…編 奈良国立文化財研究所「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』1965.11.1 p3

図 5…太田博太郎 ほか『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂I』中央公論美術出版 1981.1.26 p243

図 6…編 奈良国立文化財研究所「秋篠寺調査概要」『奈良国立文化財研究年報』1965.11.1 p3

図 7…太田博太郎 ほか『日本建築史基礎資料集成 四 仏堂I』中央公論美術出版 1981.1.26 p151

図 8・9…筆者作成

図 10…『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3 解説 p13

図 11…『大和古寺大觀 第5巻』岩波書店 1978.3 解説 p9

表 1～5…筆者作成

参考資料 表5 古代・中世の長押

	寺院名	時代	内法長押		地長押	
			内法長押	断面	地長押	断面
古代	唐招提寺金堂	奈良	×	—	×	—
	法隆寺大講堂	奈良	○		×	—
	新薬師寺本堂	奈良	○	—	×	—
	法隆寺食堂	奈良	○	—	○	—
	法隆寺東院伝法堂	奈良	×	—	○	
	榮山寺八角堂	奈良	○		○	
	醍醐寺藥師堂	平安	○		○	
	淨瑠璃寺本堂	平安	○		○	
	中尊寺金色堂	平安	○		○	
中世	大報恩寺本堂	鎌倉	○		○	
	十輪院本堂	鎌倉	×	—	○	
	秋篠寺本堂	鎌倉	○		○	
	元興寺極楽坊本堂	鎌倉	○		×	—
	法隆寺聖靈院	鎌倉	○		○	

注) 網掛けは長押の使用が扉廻りなどの一部となるもの

注) 法隆寺食堂は、当初から長押があったことは確かなものの、その寸法が不明であったので除外した

注) 表5は国宝・及び重要文化財の中の古代建築から仏堂で、ある程度当初部材などの確認ができ修理工事報告書もしくは図面等がある遺構とする

注) 表5萩原安寿 2016年度卒業論文「技法から読み解く秋篠寺本堂の復古理念」から引用

「学宮図説」の成書経緯について

The formation process of Gakkyuzusetsu

小岩正樹研究室 博士後期課程1年 万長城

1. はじめに

「学宮¹図説」は、江戸中期に日本で刊行された中国明朝の儒学に関する書である『舜水朱氏談綺²』（以下『談綺』と略す）の一部であり、学宮に関する建築技術書である。

江戸初期は儒教を中心とした教育体系が日本全国に確立しつつあった時期である。江戸幕府は家康が儒者を登用し、儒書をも刊行して「其志要弘聖道於万年」と言われ、これ以降より歴世儒教を尊重してきた³。寛文九年(1632)林羅山が江戸上野忍岡に立てた孔子廟を初めとして、「学宮図説」の刊行された宝永期まで、8箇所の孔子廟が建てられた。しかしながら、「学宮図説」の出現まで、日本において孔子廟に関する系統的な史料はなかった。

「学宮図説」は朱舜水の実学思想の中心として注目されているにも関わらず、特に中心的課題である建築技術の分析は、まだ十分な検討がなされていない⁴。

本稿では、「学宮図説」の成書経緯を整理し、その性質を明らかにし、今後の当該分野の研究に資することを目的としている。



図1 「朱之瑜像」

表1 朱舜水年表

西暦	年		出来事
	中国	日本	
1600	明萬曆 28	慶長 5	誕生
1620	明泰昌元年	元和 6	松江府朱永祐のもとで勉強
1638	明崇禎 12	寛永 15	挙人として礼部に務め
1659	清順治 16	万治 2	長崎に居留
1665	清康熙 4	寛文 5	招聘を受け、7月に江戸に到着、光圀に拝謁
1670	清康熙 9	寛文 10	「学宮図説」を作成
1682	清康熙 21	天和 2	4月17日駒込邸で亡くし瑞竜山に葬る

2. 朱舜水

2.1. 朱舜水について

朱舜水（1600-1682）、名は之瑜、字は楚興、舜水は晩年の号、出身は浙江省余姚、明の儒学者である。1659年に日本に亡命し、水戸藩藩主徳川光圀に賓師として迎えられ、水戸学の成立に大きな影響を与えた。朱舜水の思想は経世実用の学であり、抽象論理を排して具体的理論を重んじた傾向があると評価される⁵。

2.2. 朱舜水の思想と影響

朱舜水に関する研究は主に二つの課題があげられる。

①忠君愛国、尊王敬幕

近世から近代への転換期に、舜水の思想は様々な目的で過剰に解釈されていた。反清運動

に身を投げていた朱舜水を標榜して、黃遵憲、梁啓超、李大釗、魯迅など清の在日留学生と学者は改革を図る清政府に対して反対運動を行った⁶。一方、日本の場合、彰考館総裁の青山延子は、徳川幕府が外国勢力の侵入に脅かされようとする際に、亡国遺民朱舜水の忠義正気の精神を偲び、水戸学者の危機意識を喚起させることによって、藤田幽谷が唱える「尊王攘夷」の大義警世説を支持した⁷。

②仏教思想と混和した宋明儒学を反対する実学思想

舜水は宋明の儒学が虚説に傾くことが仏教の影響を受けたからだと思い、仏教に反対していた。舜水のこの思想は明末の大儒顧炎武、王船山、黃梨洲などと共にしているところがある。宋明儒学の形而上を重んじる学風を批判する点は日本の「古学派」とも共通している⁸。

3. 「学宮図説」について

3.1. 書誌情報

『談綺』は水戸彰考館館員安積覚を中心として、朱舜水生誕108年目を記念するために、朱舜水の著述を集めて、彰考館と関わり深い京都の書肆柳枝軒茨城多左衛門により宝永五年(1708)刊行され、正徳三年(1713)再版された。寸法は27×21.5cm。

『談綺』巻上の内容は儀式及び道具についてである。巻中は「中之本」「中之末」に分冊され、学校における各種建築物の木割、指図と「改定釋奠儀注」(孔子廟で行う儀式の儀注)を収める。編集者や大工については言及されていない。巻下の内容は明の生活、文化に関する広汎的な内容を説明する百科事典である。

3.2. 成書経緯

『談綺』の序文において、「学宮図説」の成書経緯が明記されている。

我西山公禮致而賓師之。敬歎德而講道義。嘗有志于興学校。先生商確古今。著学宮図説。公使梓人依圖而造木様大居三十分之一。先生親指授之。(中略)日率府下士子。講肄其間。周旋規矩。蔚有洙泗之風。距今三十餘年。猶聞其聲歟也。懋齋野傳。嘗從先生遊。問簡牘牋素之式。質深衣幅巾之制。旁及喪祭之略。哀其所聞。題曰朱氏談綺。先友今井弘濟。先生之門人也。益習之暇。概舉所聞事物名稱。□備遺忘。公覽而善之。一日命覺曰。二者互合為一。補其遺漏。以行于世。其学宮規度。約為小圖併載焉。覺退而釐正之。(中略)如学宮圖。已有成式。不敢增損。營構之法。一從梓匠所筆。使人易曉也。

序文における三巻の資料出典を説明する。まず、書名について「朱氏談綺」は、最初は巻上にあたる史料の書名で、光圀の意で三史料をまとめる際に、全本の名になった。

次に、「学宮図説」については、1670年頃⁹、朱舜水は光圀の求めに応じて、「学宮図説」

の祖本を作成し、その祖本に基づき、「梓匠」¹⁰が三十分の一の模型を造った。さらに、その三十余年後、『談綺』を編集する際に、当時の指図を刊行サイズに縮小し、建築構造方法に関する文書とともに『談綺』に収録した。すなわち、図2で示すように、指図A、文書A、文書Bは同時期に作成されたもので、指図Bは指図Aに基づき縮小したものである。

最後に、各巻の編集者について、巻上は人見又左衛門懋斎、巻下は今井弘済。朱舜水は巻中である「学宮図説」の主な著者として記録されたが、他の参与者となる大工については言及されてはいない。

続いて、「学宮図説」の内容と関連史料との対照により、史料の性質を考察する。

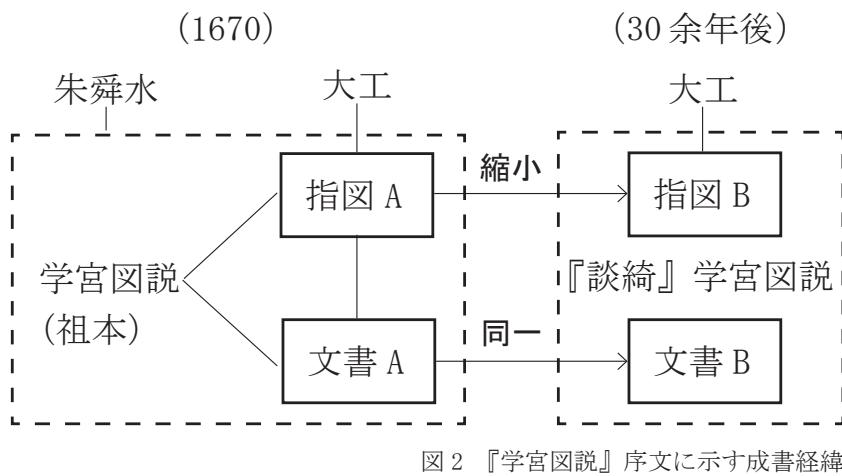


図2 『学宮図説』序文に示す成書経緯

3.3. 「学宮図説」の特徴

以下に挙げるような木割書の特徴がみられる。

一、柱間一柱径関係で柱径が決められ、柱径で他の部材を決めていく方法である。本文では直接に柱間と柱径の寸法関係が規定されていないが、柱間16尺と「柱太サ木口ノ亘一尺九寸二分丸柱ナリ」により、柱径は表の間の0.12倍となり、木割書において柱径の決め方である。また、「地覆高サ柱太サニテ九分トリ同厚サ四分トリ」など、木割書的な記述方法が用いられている。

二、主要建物の規定は他の建物の基準となることである。孔子廟の中心建築である「大成殿」に関する記述は最も詳細で文量が多く、文末に「此末皆造作ノ仕様ハ本堂ヲ以テ本トスソレ」とある。

三、「古老錢」(大棟)、「伏蓮華」(礎石)など、大陸の建築用語が訳されずに用いられていることである。その中に、「センワク」という中国の方言の発音で示す部材もある。一方、「垂木」、「丸桁」、「ワク肱木」など日本語建築用語が使用されている。

四、「唐戸」、「捲篷事」(半円天井)など大陸建築の特徴に関する記述が詳しいことである。「唐戸」の寸法は柱径で規定されるようになる。

以上のことから、大工が「学宮図説」を「使人易曉」のために工夫したことがわかる。

4. 関連史料

4.1. 「朱舜水計画孔子廟指図」について

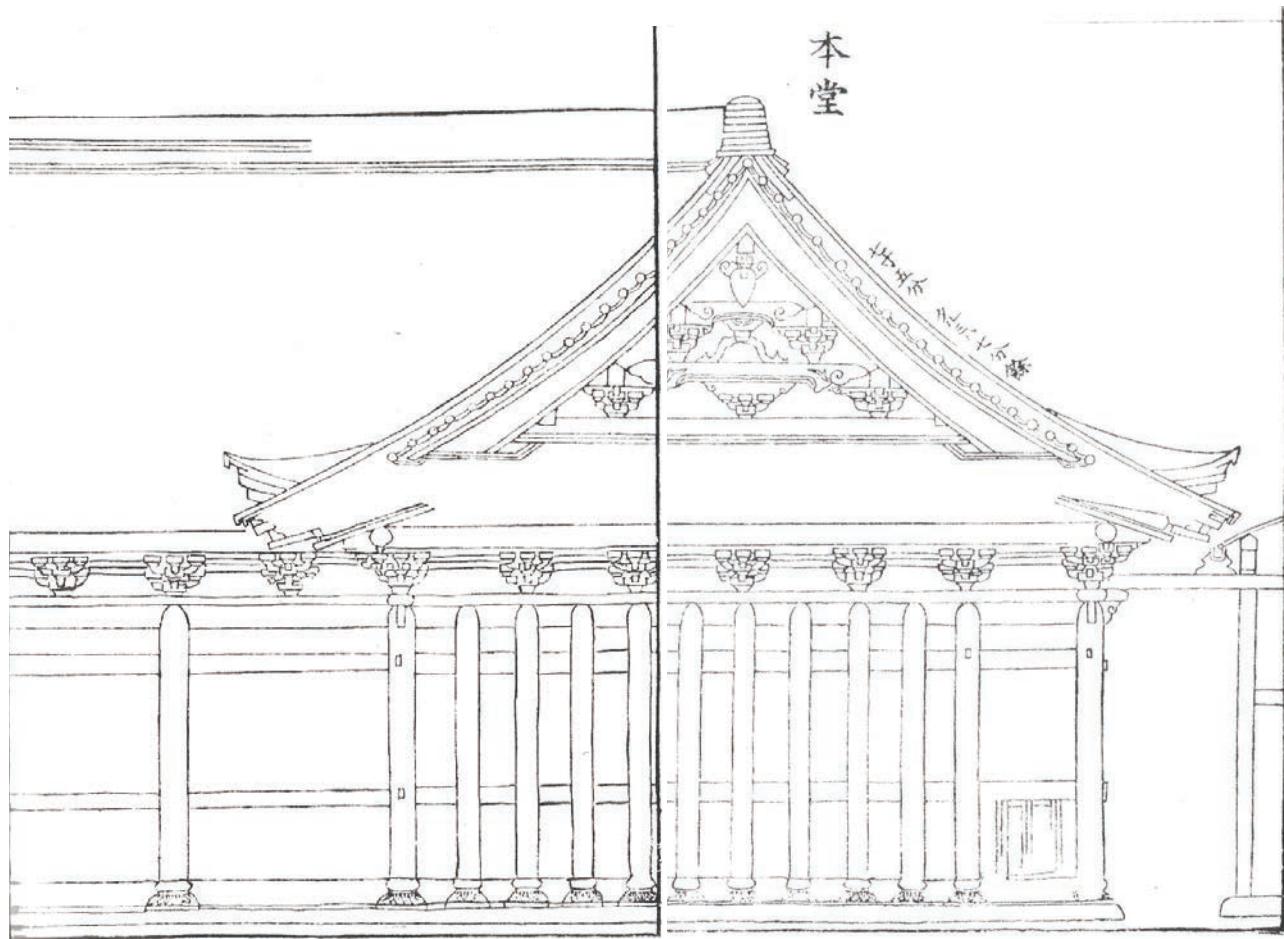


図3 『学宮図説』大成殿指図

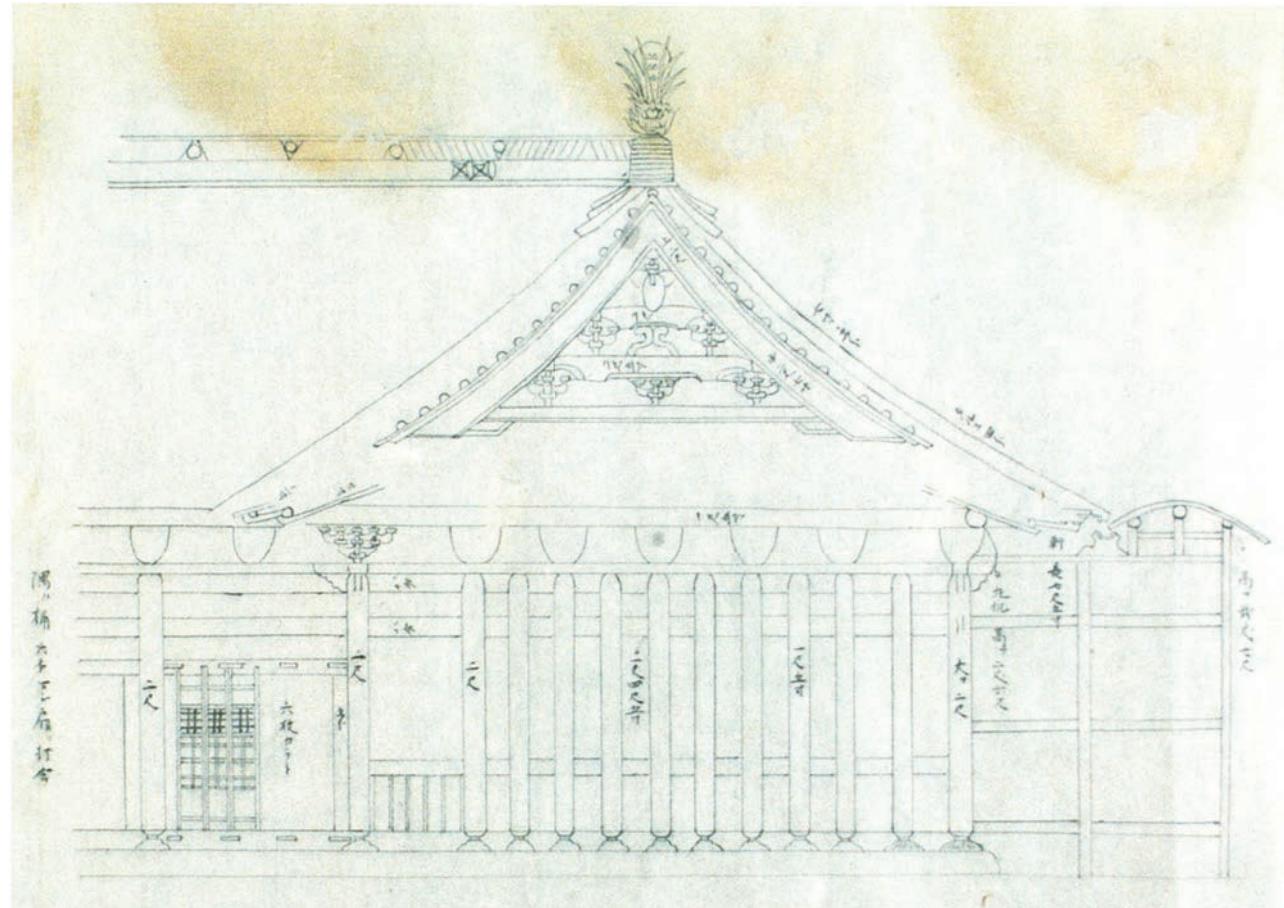


図4 「朱舜水計画孔子廟指図」大成殿本堂指図

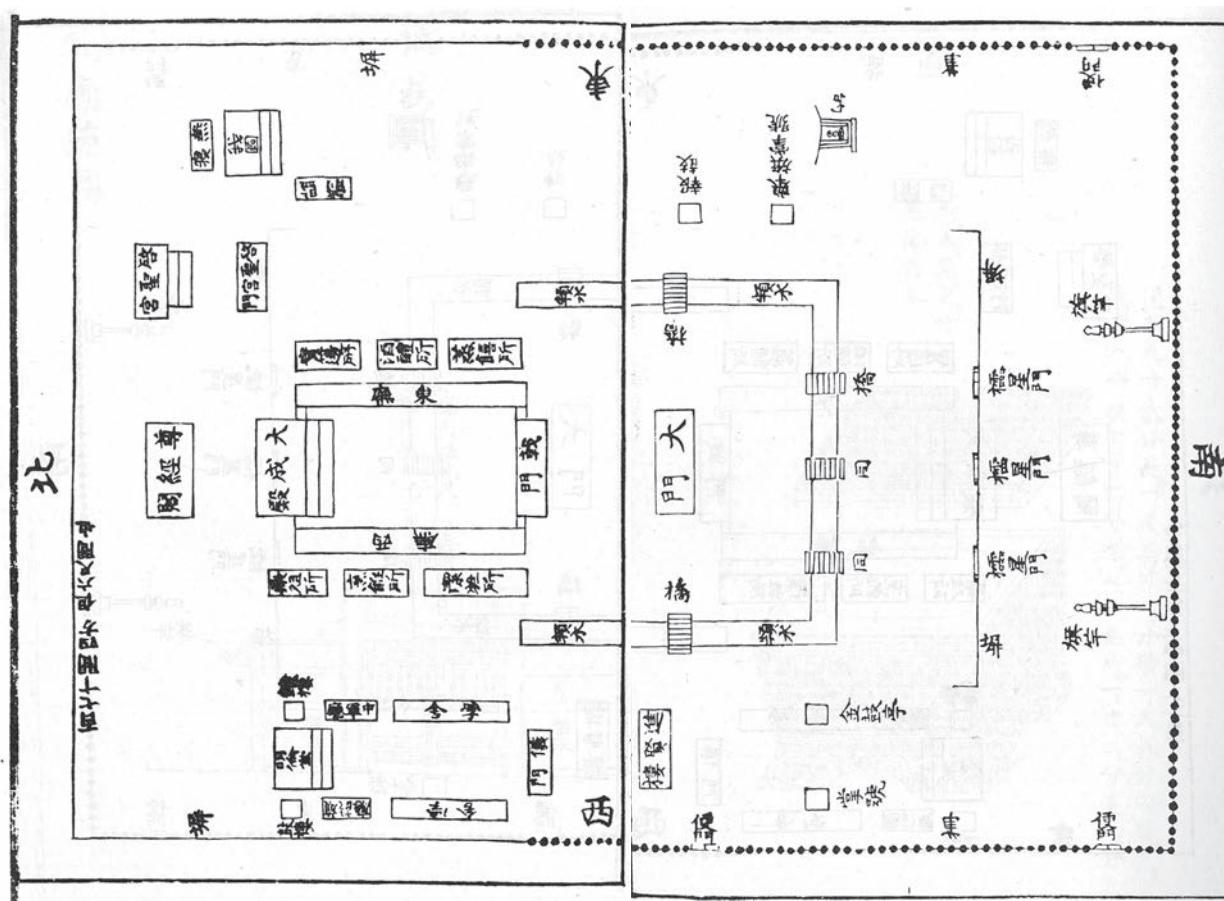


図5 『学宮図説』境内指図

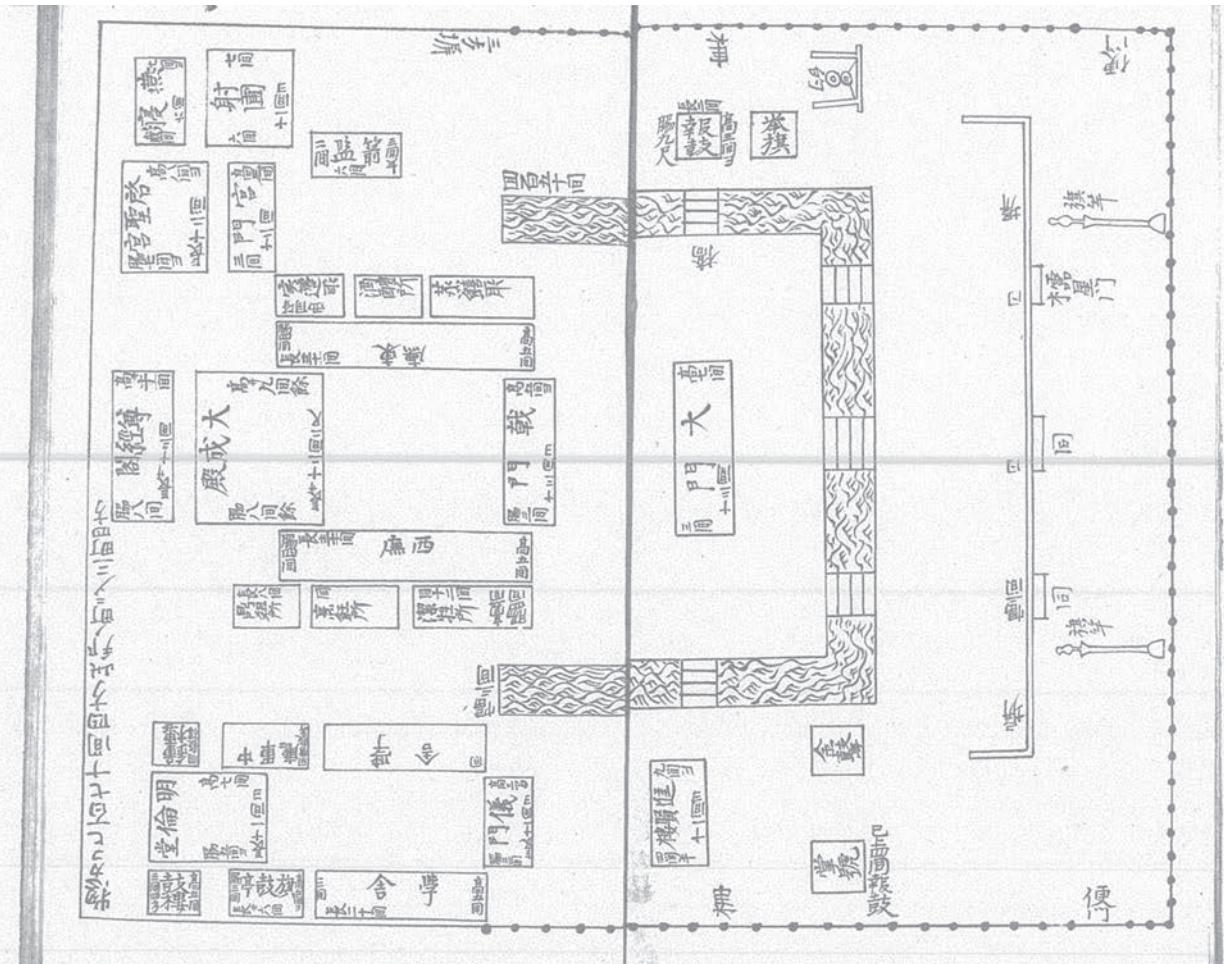


図6 「泮宮考」境内指図

「朱舜水計画孔子廟指図」（以下「孔子廟指図」と略す、図4）は玉川大学教育博物館の所蔵史料であり、『談綺』「学宮図説」の祖本とみられる。寸法は27.8×918.8cm。この史料では大成殿を始めとする孔子廟建築群の指図とその配置図が描かれている¹¹。「学宮図説」との相違点として、重複する部材が省略されている点の他、部材の寸法が異なる点が目される。例えば、大成殿側柱の柱径は「学宮図説」の1.92尺に対して、「孔子廟指図」では2尺となる。すなわち、「学宮図説」が編集される際に、大工が「孔子廟指図」の規定寸法を調整したのである。

4.2. 『泮宮考』について

『泮宮考』は蓬左文庫に所蔵されている中国の学宮建築に関する史料であり、著者は角田青渓（1720-1788）¹²である（図6）。当史料は中国各時代の学宮建築を考察した上、『談綺』の規制について分析を行い、『談綺』の影響力を裏付ける重要な史料である。

5.まとめ

以上の考察により、「学宮図説」においては日本の木割書に見られるような設計技術・表現が多々有り、その成立には大工が積極的な役割を果たしたことが明らかになった。したがって、「学宮図説」は朱舜水と日本の大工とが協同で明の学宮建築を解釈した史料であり、重要である。

今後は『談綺』に関する未公開史料を探ることを念頭に置いて、「朱舜水計画孔子廟指図」や『泮宮考』など史料の比較研究を勧めていきたい。

<注釈>

注1…学宮：学芸・道徳を教える場所。学校。『大漢和辞典』

注2…綺：ことばづかいがたくみであるさま。「綺語・綺談」『広辞苑』

注3…笠井助治『近世藩校の総合的研究』吉川弘文館（1960）

注4…林曉明は『学宮図説訳注』（2015）において、「学宮図説」を中国語に翻訳した上、その成立と意義などについて考察を加えており、本史料に関する研究の序の口である。しかしながら、林氏の研究は朱舜水の学問展開に重点を置き、木割書に示された日本の建築技術についての考察が行われていない。

注5…高須芳次郎「水戸学の源流」『水戸学全集四』日東書院（1933）

注6…黄氏『日本国志』（1887年）は舜水思想を初めて中国に紹介した著作である。黄遵憲は初任の駐日本清政府外交参事官であり、近代中国の変法改革運動のリーダーでもあった。『近世愛国志士歌』「序文」において、黄氏は舜水が水戸藩に伝わった尊王（天皇）思想が後に「王政復古」及び明治維新をもたらしたと指摘した。梁啓超は黄氏の論説を受け継ぎ、梁氏の『朱舜水年譜』（1892年）は舜水思想を初めて系統的に考察した著作である。

注7…名越時正「水戸学派と明末志士」『水戸学の研究』神道史学会（1957）

注8…潘朝陽「古学取向的朱舜水儒学」『朱舜水与近世日本儒学的發展』国立台湾大学出版中心（2012）

注9…梁啓超『朱舜水先生年譜』廣文書局（1971）

注10…梓匠：木匠。『古代漢語辞典』

注11…柿崎博孝「朱舜水計画孔子廟指図」『全人』（1996）

注12…角田青渓（古注学）名は明、字は公熙、通称は平左衛門、後ち平之丞といふ、青渓は其號なり。江戸の人。業は片山兼山に受け。松江藩に仕へて文学たり。天明八年四月二十四日没す。（儒林源流）『近世漢学者伝記著作大事典』

<図版出典>

図1…『朱舜水』（朱舜水記念会、1912）より引用 / 図2…筆者作成 / 図3…『舜水朱氏談綺』（上海文献叢書編委会、1988）を元に筆者作成 / 図4…柿崎博孝「朱舜水計画孔子廟指図」『全人』（全人社、1996-07）/ 図5…『舜水朱氏談綺』（上海文献叢書編委会、1988）を元に筆者作成 / 図6…『泮宮考』卷二（蓬左文庫蔵）より引用

最初期の電気事業と電灯供給について

- 日本近代における電気事業の展開 (1) -

The initial stage of electric industry and light supply in Japan

小岩正樹研究室 博士後期課程1年 伊藤瑞季

1. はじめに

1.1. 本稿の背景

今日の日本社会において、まったく電気を使用しないで日々生活している人は存在するのだろうか？2017年度『エネルギー白書』によると、日本の家庭におけるエネルギー消費の実に5割が電力に依っている¹。現代社会の様々な営みは電気技術なしにはおそらく成立しないと言っても過言ではない。では、いつどのようにしてこのような状況に至ったのか。

私の研究は現代の電力インフラが構築されたプロセスを明らかにし、今後の社会インフラデザインや地域デザインに有効な方策・方向性を提示することが目標である。特に電気を消費する都市や建築・生活空間においてどのように電気技術が受容され、その形質を変容させたか明らかにしたい。

本稿では、研究の端緒として、日本において電気事業が成立した最初期の明治中期（明治20～30年代）に着目し、電気事業の成立と日本各地における電気供給設備の状況、受容の背景について論述したい。なお電気供給は電圧に応じて、家庭用電力である「電灯」と工業・産業・商業（いわゆる商用）電力である「電力」に分けられるが、今回は照明や家庭内電化製品に用いられる「電灯」を取り扱う。「電力」については別稿にて改めて扱いたい。

また電力供給のプロセスについておおまかに説明すると①発電部門（電気を作る）②送配電部門（電気を送る）③営業部門（電気を使う）の3つのパートに分けられる（図1）。発電した高電圧の電気を、需要に応じて電圧を変えて需要家が使用する方式を取っている。

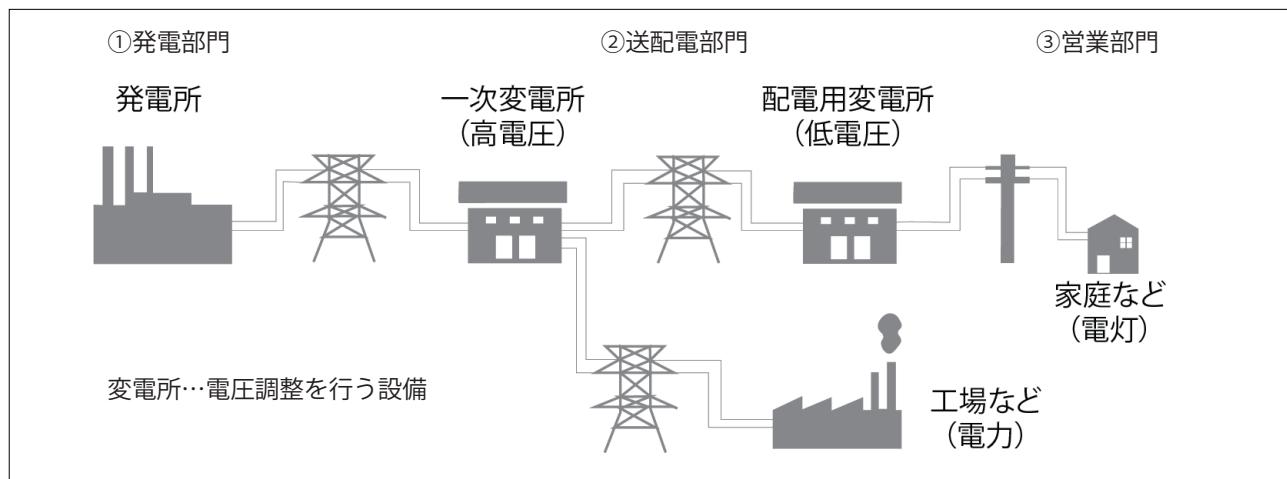


図1 電気供給設備の構成（筆者作成）

1.2. 電気事業に関する既往研究

現在までの電気事業に関する研究は、主に電気・機械・土木工学など電力供給に必要な諸

分野に関する技術史的な研究が多く、また経済史・地理人文系の研究においても官民各組織による電気事業経営や実業家・資本・地域産業との関係に言及するものが中心となっている。一方で、電力供給を受ける建築や都市空間に関する研究は少ない現状である。

電気事業の概略を記した資料としては昭和3年（1928）に刊行された「明治工業史電気篇」（以下、「明治工業史」と記す。）などが挙げられる²。電気事業成立当初から現場に携わった技術者が執筆に関係しているため、内容が充実しており、後年の電気事業史をまとめた著作のほとんどがこれらを参考している。本稿においてもこれら既往の文献を前提として論述を進める。

2. 電気事業（電灯供給）の発生と普及

2.1 電気事業の成立

まず電灯と電気事業の成立について述べたい。古来、日本における灯火は蠟燭や松明など燃料と火を用いるものが主であった。欧米では17世紀からガス灯の研究が始まり、19世紀に実用化に至ったが、日本では明治5年（1872）にガス灯が導入されることになる。

ガス灯に遅れて、電気を用いた灯火の試みとして電灯（アーク灯）が開発される。明治11年（1878）に東京工学校にて点灯実験が行われ、その後、銀座での電灯灯火などを経て、明治20年（1887）に東京電燈株式会社（以下、東京電燈と記す。現在の東京電力ホールディングス株式会社の前身）によって電気供給が開始されることとなる。



図2 東京電燈が銀座で行った電灯灯火のデモンストレーション（『東京銀座通電氣燈建設之圖（明治15年）』）

東京電燈に続いて電気事業を開始した事業者として、横浜電気（株）、名古屋電燈（株）、京都電燈（株）、神戸電燈（株）、大阪電燈（株）などが挙げられる。「明治工業史」では電気事業の発展過程を以下のように区分している。

第1期（明治20年～32年）：供給区域内にて火力発電を行う市内配電時代

第2期（明治32年～40年）：近距離送電技術が確立する近距離送電時代

第3期（明治40年～大正3年）：遠距離送電技術が確立する遠距離送電時代

通信省電気局³が明治40年より毎年刊行していた『電気事業要覧』によると「第1期」に電灯供給を行なっていた事業者は59存在していた（表1）。近代移行後も地方自治の主役となっ

た旧城下町や、居留地などを中心に電灯供給が始まったことが伺える。中には、電気鉄道事業と兼業していた事業者や紡績事業と兼業していた事業者も存在していた。これらの事業者は主たる事業の動力用として発送電設備を構築し、電力の余剰を用いて電灯供給を行っていた。

電気事業者は増え続け、明治44年（1911）に開業している事業者は248、未開業の事業者も含めると400以上に上った。送電技術などの確立や電気の有用性が認知され始めたことにより事業者数が増加したといえる。また官営事業として電気供給を行った事例も存在した⁴。

表1 明治32年（1899）より以前に電灯供給を開始した事業者一覧（『電気事業要覧』明治44年版を元に作成）

No	所在地	電気事業者	営業開始年月日 (電燈供給)	主な供給区域	鉄道など他事業を主業 とする事業者
1	東京	東京電燈株式会社	1887/8/25	東京市 南葛飾郡 / 荏原郡 / 豊多摩郡 / 南足立郡 / 北豊島郡 / 南多摩 郡八王寺町 / 浅川村 / 横山村	
2	神奈川	横浜電氣株式会社	1887/8/25	横浜市	○ (鉄道)
3	愛知	名古屋電燈株式会社	1887/9/22	愛知県名古屋市	
4	京都	京都電灯株式会社	1887/11/1	滋賀県栗太郡草津町 / 大津市 / 京都府京都市	
5	兵庫	神戸電燈株式会社	1888/1/10	神戸市 / 武庫郡須磨村	
6	大阪	大阪電燈株式会社	1888/12/22	大阪市	
7	北海道	札幌水力電氣株式会社	1889/8/22	石狩國札幌区	
8	熊本	熊本電氣株式会社	1889/12/17	熊本市	
9	京都	京都市	1892/1/13	京都市	.
10	長崎	長崎電燈株式会社	1892/10/11	長崎市	
11	群馬	高崎水力電氣株式会社	1893/3/21	高崎市	○ (鉄道)
12	栃木	下野電力株式会社	1893/5/15	上都賀郡日光町 / 宇都宮市 / 下都賀郡栃木町	
13	広島	広島電燈株式会社	1893/5/25	広島市	
14	栃木	桐生電燈合資会社	1893/6/22	山田郡桐生町 / 境野村	
15	岐阜	岐阜電氣株式会社	1893/11/17	岐阜市 / 安八郡大垣町	
16	岡山	岡山電燈株式会社	1893/12/31	岡山市	
17	愛知	豊橋電氣株式会社	1894/1/15	豊橋市	
18	宮城	宮城紡績電燈株式会社	1894/4/9	仙台市	○ (紡績)
19	徳島	徳島水力電氣株式会社	1894/4/23	徳島市	
20	奈良	関西水力電氣株式会社	1894/5/22	奈良県奈良市 / 生駒郡郡山町	
21	北海道	小樽電氣株式会社	1894/8/29	横志國小樽区	
22	福岡	博多電燈軌道株式会社	1894/10/29	福岡市	○ (鉄道)
23	島根	松江電燈株式会社	1894/11/24	松江市	
24	香川	高松電燈株式会社	1894/12/5	高松市	

25	青森	青森電燈株式会社	1895/4/15	青森市	
26	福島	福島電燈株式会社	1895/6/7	福島市	
27	北海道	函館水田株式会社	1895/12/14	渡島國函館区	
28	静岡	静岡市	1896/2/17	静岡市	
29	和歌山	和歌山水力電氣株式会社	1896/3/4	和歌山市	○ (鉄道)
30	三重	津電燈株式会社	1896/3/18	津市	
31	福岡	九州電氣軌道株式会社	1896/3/19	門司市 / 小倉市	○ (鉄道)
32	三重	伊勢電氣鉄道株式会社	1896/4/7	宇治山田市	○ (鉄道)
33	石川	金沢電氣瓦斯株式会社	1896/7/13	金沢市	
34	新潟	新潟水電株式会社	1896/7/27	新潟市	
35	長野	松本電燈株式会社	1896/8/4	松本市 / 塩尻村	
36	広島	尾道電燈株式会社	1896/8/8	尾道市	
36	広島	広島呉電力株式会社	1896/8/8	広島市、呉市	○ (鉄道)
38	富山	富山電氣株式会社	1896/9/1	富山市	
39	兵庫	姫路水力電氣株式会社	1896/9/21	姫路市	
40	長野	長野電燈株式会社	1896/10/1	長野市	
40	愛知	岡崎電燈株式会社	1896/10/1	額田郡岡崎町ノ内三十六箇字 / 岡崎村	
40	新潟	北越水力電氣株式会社	1896/10/1	長岡市	
43	長野	諏訪電氣株式会社	1896/10/5	諏訪郡上諏訪町、下諏訪町	
44	鹿児島	鹿児島電氣株式会社	1896/11/2	鹿児島市	
45	大分	竹田水電株式会社	1897/1/21	直入郡中津町	
46	山口	馬関電燈株式会社	1897/1/24	吉敷郡山口町	
47	福島	郡山絹糸紡績株式会社	1897/2/18	安積郡郡山町	○ (紡績)
48	香川	四国水力電氣株式会社	1897/4/1	丸亀市	
48	高知	土佐電氣鉄道株式会社	1897/4/1	高知市	○ (鉄道)
50	秋田	秋田電氣株式会社	1897/7/10	秋田市	
51	三重	四日市電燈株式会社	1897/7/13	四日市市	
52	神奈川	小田原電氣鉄道株式会社	1897/7/29	足柄下郡湯本村小田原町	○ (鉄道)
53	福井	京都電灯株式会社福井支社	1897/9/2	福井市	
54	山梨	甲府電力株式会社	1897/11/4	甲府市	
55	和歌山	新宮水電株式会社	1898/5/19	和歌山県東牟婁郡新宮町	
56	福岡	若松電氣株式会社	1898/6/3	遠賀郡若松町	
57	岐阜	八幡水力電氣株式会社	1898/7/18	郡上郡八幡町	
58	山形	山形電氣株式会社	1899/3/13	山形市	
59	東京	京浜電氣鉄道株式会社	1899/8/18	荏原郡大森町	○ (鉄道)

次に電気事業の用に供した設備（発電所・変電所・送電線）について述べたい。図3～6は「電気事業一覧図」（逓信省電気局作成）を元に復元した明治45年（1912）の電気設備と供給区域を示した図である。各都市における電気供給の詳細は別途検討したいが、主要都市に電力供給する送電網を同時構築もしくは延伸し、周辺に存在する町村、集落にまで電気供給を行っていることが伺える。



図3 明治45年時点の電力供給設備（北海道、北東北エリア）

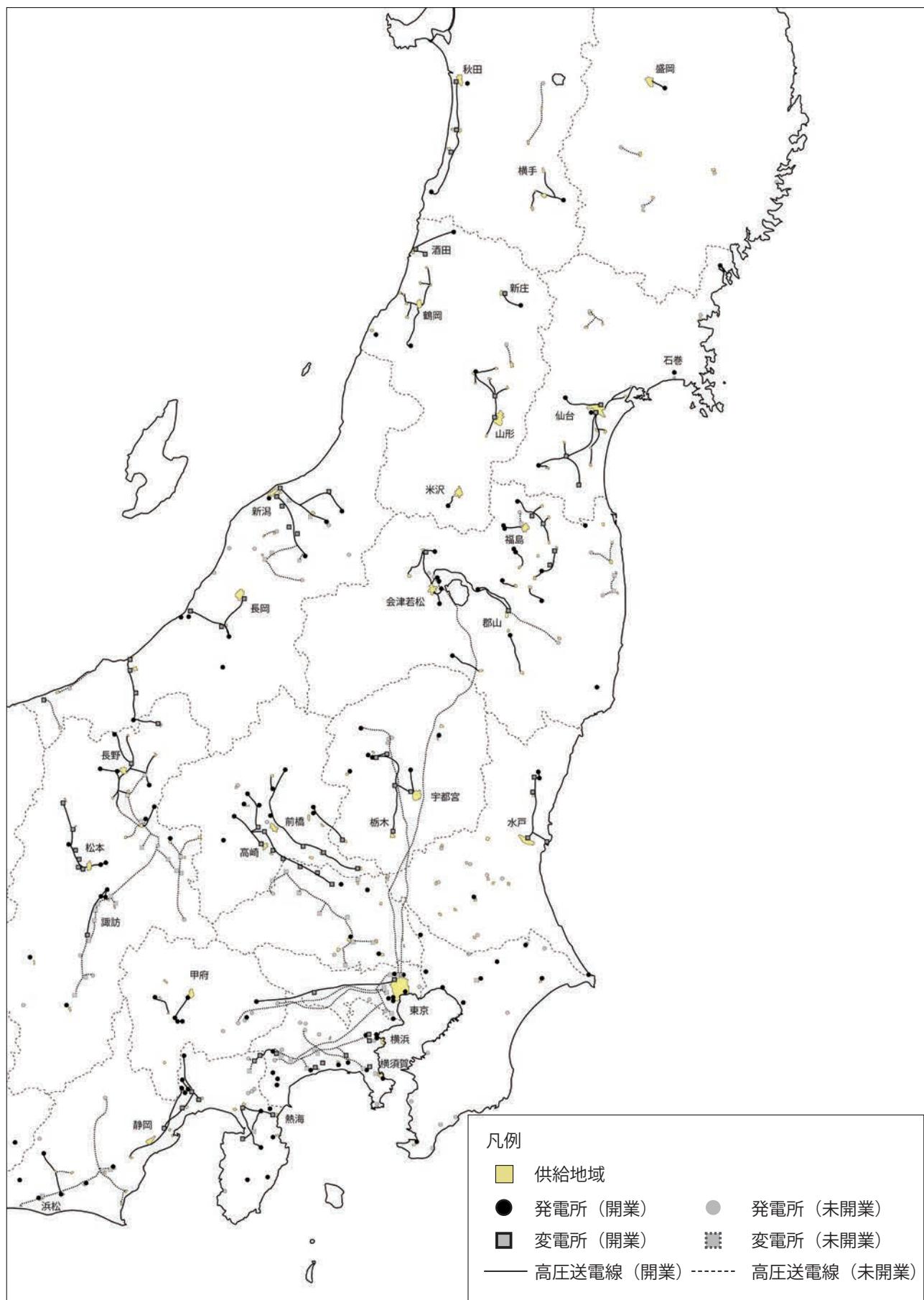


図4 明治45年時点の電力供給設備（南東北、関東甲信越エリア）



図5 明治45年時点の電力供給設備（中部・近畿・中国・四国エリア）

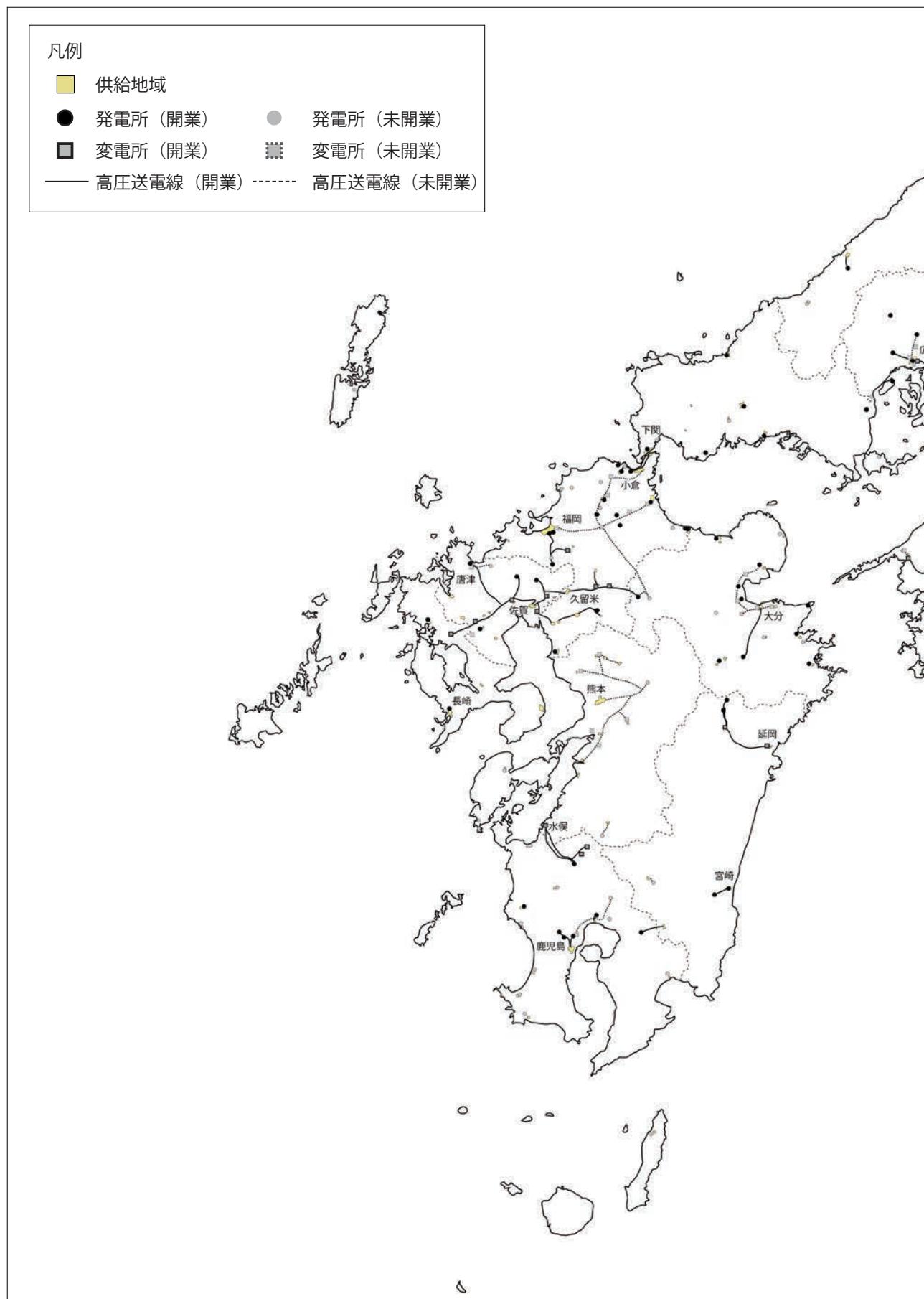


図6 明治45年時点の電力供給設備（中国（一部）、九州エリア）

2.2. 電灯普及の背景

前節では電気事業者の成立や電気供給設備の状況について復元・検討を行った。本節では電灯がどのような理由により人々に受容されていったか、考察を行う。

品川電燈会社（芝・赤羽などを中心に電力供給を行っていた事業者。明治35年（1892）東京電燈が買収。）が明治22年（1889）に刊行した『電氣燈』は新規顧客獲得に向け作成された営業資料である。この資料から電灯の普及について考察したい。

本資料では電灯の優位性を示すため、ガス灯の問題点と電灯の利点を比較する形式で説明がなされている。まずガス灯の問題点として以下の2点が挙げられる。1つ目は室内灯火においてガスを用いて灯火を行うと燃焼により室内の空気を消費するため、気分が悪くなるなど健康を害すること、2つ目は燃焼により煤等が発生し、室内の什器、内装を汚損する恐れがあること。一方で電灯を用いることによる利益として7項目が挙げられている（表2）。



図7 『電氣燈』表紙（品川電燈株式会社）

表2 『電氣燈』記載の電灯・ガスの比較

No	項目	電灯の特徴	ガス灯の特徴	備考
第一	純精	室内の空気環境を悪化させない。	室内の空気環境を悪化させる。	劇場、旅館、料理屋、寄席など多人数の集まる場所に有利。 官庁、会社、工場などにも推奨。
第二	清潔	煤による室内の汚損が発生しない。	煤による室内の汚損が発生する。	紡績所、呉服屋など製造及販売を行う場合に有利。
第三	清涼	灯火中に熱が発生しない。 (発生しても極めて少ない。)	灯火中に熱が発生。	飲食店、肉類販売店などに有利。 事例として銀座の料理店、牛肉店、鯨肉店、氷店で導入していることを紹介。
第四	簡便	スイッチでON/OFF出来る。 燃え移りの恐れがないため、紙障子・蚊帳・窓掛の近くに設置可能。	点灯の都度、マッチによる点火が必要。 燃え移りの恐れがあり、燃え易い物の近くに設置できない。	—
第五	不動	灯火が安定しているため、目に良い。	灯火が揺らぐため、目に悪い。	—
第六	美観	電気供給用の導線が細いため、目立たない。 天井裏・床下・壁の中に配線出来る。	—	—
第七	安全	火災の危険性が少ない。	火災の危険性が高い。	—

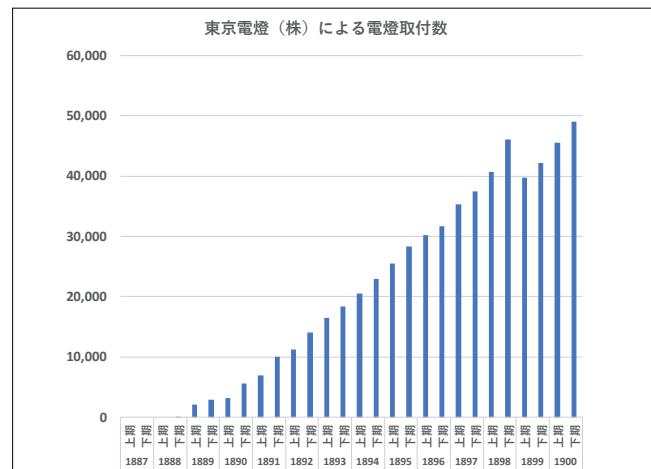


図8 東京電燈による電灯取付数の推移 (1887-1900)

空気・衛生・温熱の他、火災に対する安全性といった日本伝統の木造家屋との親和性に言及している。この翌年、東京電燈が発刊した同様の営業資料である『電氣燈案内』においても同様の利点を列挙されており、営業活動に使用されていた。東京電燈ではこのような営業活動が奏功し、顧客数を順調に伸ばしていった（図8）。会社設立の当初は投資家の理解を得難く、資金調達に難儀したと伝えられるが、電化のメリットが社会に認知され需要需要されていったことが伺える。この後、20世紀に入るとさらに電気需要は伸び続け、新規の電気事業者が次々と現れ、また主要都市以外の地方都市や山間部集落にも電気供給が行われるようになっていく。

3.まとめと今後の課題

本稿では最初期の電気事業の発生と電灯普及の背景について言及した。まとめると以下2点のようなことが言える。

- ①日本の電灯事業は民間企業により主導され、東京を皮切りに日本の旧城下町や居留地といった主要都市を中心に事業者が勃興した。また主要都市のみならずその周辺地域への電気供給が行われていた。
- ②電灯普及においては、身体への影響や木造家屋との親和性・安全性を強調することで営業活動が行われており、電灯取付数も順調に伸長し需要家に受け入れられていった。

今後は「電力」の普及過程や電気鉄道事業・ガス事業などの他インフラとの関わりを探っていきたい。また今回の検討で簡単ではあるが、日本全体での電気事業の展開を俯瞰できたため、各都市における電気供給の詳細や建築・都市空間との関わりについて今後、分析・検討を進めていきたい。

<注釈>

注1…資源エネルギー庁「平成28年度エネルギーに関する年次報告」（エネルギー白書2017）によると、家庭で消費される最終エネルギー消費量 $1873 \times 10^{15} \text{J}$ のうち、 $963 \times 10^{15} \text{J}$ (51.4%)が電力に依っていることが示されている。
注2…電気事業を概括した資料としては加藤木重敦『日本電気事業発達史』（電友社、1916）などが挙げられる。電気事業者がそれぞれ刊行した社史等の著作においても、これらの資料が用いられていることが多い。

注3…電気事業の開始当初は主管官庁が定まっていなかったため、明治40年（1897）に『電気事業要覧』を刊行した際は通信省通信局が担当していた。明治41年（1898）から通信省電気局が刊行を行っている。

注4…官営事業として電気事業を行った代表例は静岡市が挙げられる。静岡市の電気事業については『静岡市電気事業沿革誌』（静岡市電気局、1921）などに詳細が記されている。神戸市などでは民間企業が興した電気事業を官営化する動きも見られた。

<参考文献>

工学会啓明会「明治工業史 電気篇」1928.10（『明治後期産業発達史資料 第227卷』龍溪書舎、1994.11所収）
東京電燈株式会社『東京電燈株式会社開業五十年史』1936.11

東京瓦斯株式会社編『東京ガス百年史』1986.3

<図版典拠>

図1…筆者作成／図2…『東京電燈株式会社開業五十年史』p.10より引用／図3-6…通信省電気局『電気事業一覧図 明治45年5月10日調』（1912、国立国会図書館デジタルコレクション所蔵 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1014642>）を元に筆者作成／図7…駒井宇一郎『電気燈』（品川電燈会社、1889、国立国会図書館デジタルコレクション所蔵 <http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/846653>）より引用／図8…『東京電燈株式会社開業五十年史』記載のデータを元に筆者作成／表1…『電気事業要覧明治四十四年』（通信省電気局、1911）を元に筆者作成／表2…駒井宇一郎『電気燈』を元に筆者作成。

碑文による Champa の行政制度

(-R. C. Majumdar 『CHAMPA : HISTORY AND CULTURE OF AN INDIAN COLONIAL KINGDOM IN THE FAR EAST 2ND-16TH CENTURY A.D.』 翻訳 -)

Administrative System of Champa seen in inscription

小岩正樹研究室 修士課程2年 石井由佳

1. はじめに

Champa 王国はベトナム中部から南部にかけて存在したヒンドゥー / 仏教系国家であり、漢籍史料上で林邑・環王・占城と名前を変えながら、少なくとも 2世紀～15世紀まで存在していたことが遺構や文献資料から明らかになっている。北部の中国勢力と南西部のクメール勢力との間に挟まれながら、南北に長い土地を生かして貿易で栄えた国家であると考えられているが、その国家形態について碑文の面から整理していきたい。

『CHAMPA : HISTORY AND CULTURE OF AN INDIAN COLONIAL KINGDOM IN THE FAR EAST 2ND-16TH CENTURY A.D.』は 1920 年代に行われた Champa の碑文研究の集大成としてまとめられたものである。当時の碑文解読をまとめた上で漢籍史料と併せて R.C.Majumdar による通史と社会制度の推察、また宗教形態について考察が行われている。そのうち、社会制度の部分について翻訳を試みる。

2. 本文『行政制度』(Chapter 13)

以下、Chapter 13 『Administrative System』 翻訳。Majumdar 本人による補足は []、翻訳上の補足は () で示す。また、本人による注釈は※で示す。

Champa の通史に結論を出したので、次に王国で支配的な政権体制について簡単に説明する。本研究の資料は、碑文に含まれている間接的な言及と参照に主に依存しなければならないため、非常に少ない。政治制度の漸進的な進化を追跡することは不可能であり、現時点で少なくとも行政制度の本質的な特徴の一般的な概要のみで、我々は満足しなければならない。

君主制は、最初から最後まで Champa の政府の一形態であった。王はほとんど絶対的な権威をもって国境を管理した。中央政府は行政、軍事、宗教の 3 つの組織に大別できる。行政当局の最高責任者には、2人の大臣が 3人の役人を従えて務めていた。軍団長と Senapati¹ が軍部の最高幹部であり、宗教施設は大祭司である Brāhmanas、占星術師、Pandit、祭儀長で構成されていた²。

大臣は当然、非常に高い地位を占め、いくつかの碑文はその地位に焦点を当てており、興味深い³。時に大臣は同じ家系の中から選ばれたように見え、その地位はほとんど世襲制であった⁴。

王国は 3 つの州に分かれていた。

- (1) 北部の Amarāvati は Quang Nam に対応する。ここに 2 つの有名な首都 Champāpura と Indrapura があった。後者は Dong Duong の場所に比定される。
- (2) 王国の中心部である Vijaya は Binh Dinh に対応する。その主な都市、Vijaya は、全王国の

首都とされ、有名な港 Sri Vijaya を含んでいた。

(3) Pāuduraiga は Phan-ranh と Binh Thuan の谷の南部に対応する。その都市は Virapura (Pājapura とも呼ばれる) と呼ばれ、かつては首都であった。

Khan Hoa に相当する Kauthara と呼ばれる地域は、通常この3つの地域に含まれたが、時には独立した地域を形成した。

これらの州は地区に分割され、その総数は、漢籍史料によれば、Harivarman III [1080年] の治世では38あった。各地区には最低の領土単位であつたいくつかの町と村があった。人口は700世帯を超えることはほとんどなかったが、それぞれ300～500世帯を含む地区が100以上もあった。地方都市の人口はもちろんかなり大きかった。1069年にLi Than Tonhが行った国勢調査によると、Vijayaには2,560世帯がいた。

各省庁には、2人の高官、「知事」(原語はgovernor)と「Senapati」が配置されていたようである。例えばHarivarmadeva王はPāuduraugaの知事として彼自身の息子Vikrāntavarmāを任命し、同時に王子[No.26]を護衛するためにSenāpati Pamrを配置した。知事としての相続人の選択はおそらく、州の重要性に起因すると思われる。私たちはすでに、州がしばしば中央政府に反抗し、時にはかなり長期間独立を維持していることを見てきた。[p.78、89]

州知事は、行政管理と収入のために、約50の異なる称号を持っていた。これらの公務員へは(その給料が)現金で支払われなかつたが、jāgirのようなものを手に入れたり、その下の人々の負担で自分自身を維持した。人々はこれらの公務員を養うことを強制されていた。そして、政治の腐敗や強制労働の体制が流行していた。主な収入源は、生産量の6分の1を占める地税であると思われるが、時には10分の1に減じた⁵。王たちは時々、この納稅物を奉仕のもとに寺院に捧げた。さらに、王はしばしば徴税(対象)から寺院に属する土地を免除した⁶。

また、すべての工業製品および商品に税金が課せられた。王室の将校は、港に到着した後、外国商船に乗り、貨物の5分の1を王の収入として徴収した。国王は、人々の苦労によって集められた木材や動物といった山のような品々を分けた(寺院に奉納した?)。

Jaya Indravarmadeva Vは「Manuによって規定された18の法律の称号を守っている」と言われているので、正義はヒンドゥー教の原則に従って明確に管理されていたはずである[碑文No.65¹]。Harivarmadeva IVも同じことをした[碑文No.62²]。Jaya Indravarinadeva VII王は、Dharmastray、特にNáradiyaとBharggavíya[碑文No.81³]に精通していると言われている。私たちは碑文記録と中国史料からいくつかの詳細を集めた。ある種の犯罪は、商品の没収と個人の自由の喪失によって処罰されたようである。奴隸制度は借金の処罰でもあった。犯罪は通常、鞭打ちによって処罰された。犯罪者は地上に寝そべさせられ、右側の2人と左側の2人が罪の重度に従って交互に50、60、または100回も彼を鞭打った。窃盗と強盗は指の切断によって処罰され、姦通は両方の共犯者の死刑に関わった⁷。

死刑執行は様々な方法で与えられた。通常、死刑囚は木に磔にされた。彼(罪人)の首は鋭い槍で穿たれ、その後頭を切断された。冷酷な殺人、または強盗に伴う殺人の場合、犯罪者は絞首刑か、象の足の下で踏みつぶされた。反乱軍は監禁され、服従するまで解放されなかつた。最後に、特定の犯罪が強制的に処刑された。

特別な場合には「神の裁き」が用いられた。男が虎や鰐に襲われた場合、家族はそれを王に訴えた。王は大祭司に神の裁きを命じた。大祭司が男性が死亡した場所で祈りと儀式を行うと、虎と鰐が同じ場所に戻ってきて罰を受けた。告発が偽であると思われた場合、司祭は真実を確かめるために、その男に川沿いに行くように命じる。もし彼が嘘について罪を犯していたら、彼は鰐に食べられるだろう。彼が無罪だった場合、鰐は去る⁸。

王国の直面していた絶え間ない戦争のために、軍事組織は最重要事項になった。大規模な正規軍は州によって維持されていた。Fan Wen の統治期には、軍隊はおよそ 40,000 ~ 50,000 人強おり、それは後の時代にかなり増加したに違いない。Che Bong Nga の時、王室の警備員だけでも 5000 人になった。兵士の武装は、盾、槍、槍斧、弓と石弓で構成されていた。矢に矢羽はなかったが、先端には毒が塗布されていた。兵士たちは、太鼓と螺貝の音で行進した。彼らは連帯責任を課される 5 人のグループに編成された。彼らのうちの 1 人が逃げた場合、他の 4 人は死亡する可能性があった。

Masperoによれば Cham 軍は、中国から騎兵の使用を学ぶ 1171 年まで歩兵と象だけで構成されていた。しかし、これはまったく正しいわけではない。Cham 族が 1171 年に中国人から学んだのは、馬の後ろから矢を放つ技術だった。騎手の両手を自由にしなければならぬので、やや難しい操作だった。しかし、騎兵隊はそれ以前に軍隊の一員だった。このことは、909 年に書かれた碑文に含まれている、次の戦場の鮮明な記述によって証明されている。「そこは〔戦場は〕灰色であり、素早い馬の鋭い蹄が振り上げられ、地表は様々な武器によって流された、Afoka の花のような血液の滴で赤く染められている。4 つの地域では巨大な美しい象の轟音によって戦争の音が鳴り響いている」[碑文 No. 39⁴]

象は軍隊の重要な部分を形成し、インドの植民者によって導入されたことが疑いない（この）新たな要素が中国軍をどのように困惑させたかは既に見てきた。Champa で維持されていた戦闘用の象の数は、ほぼ 1000 頭であった。Odoric Pordenone によれば、Champa を訪れた時[1323 年]、王は 14,000 頭もの飼いならされた象を所有していたという。

海軍は、大型の旋回砲塔船と軽軍艦で構成されていた。船舶の総数はかなり多かったが、100 以上の船舶が陸軍の移動を支援した記録を手に入れた。

王は、しばしば、兄弟や王室の他の人間に軍の最高指揮を委ねた。將軍は Mahasenapati と Senapati の称号を持ち、いくつかの役職がその下にあった。彼らは將軍のため、死ぬまで戦うことを王に誓った。彼らの賃金は現物の補助金で構成され、課税対象から除外された。普通の兵士には、月に 2 杯の米、冬と夏に 3 ~ 5 枚の衣服が贈られた。

Cham 族は、要塞化の技術に関する知識を持っていた。彼らは石造りの時計塔に隣接する煉瓦造の壁で都市を守った。これらの城とその目的のために特別に要塞化された Kiu-sou という拠点は軍備の保管庫として機能した。Kiu-sou の要塞の詳細な説明は前述の通りである [p.26]。最後に、Cham は柵や門を使って陣営を築いた。彼らは動物の灰を用いてその砦の外側に門を描いた。彼らはそうすることによって難攻不落になると信じていたからである。

一方で Cham 族は戦争技術を熱心に開発していたが、同時に平和構築も無視していなかった。国王は隣国との外交関係を維持していた。中国と安南における駐在大使について、前のページ

(前チャプター) で既に言及した。Nhan-Bieu の碑文 [碑文 No.43⁵] は、Rājadvārah という名の貴族のキャリアを記録しており、王によって外交使節団として Yavadvipa へ二度派遣された。Bang-An の碑文 [碑文 No.42⁶] は、さまざまな国から Champa に来る多数の王妃を記している。Hoa Que の碑文 [碑文 No.39] は、他の碑文の中でも特に重要である。大臣の Ajñā Jayendrapati は、「弛まぬ努力によって、諸国の王たちから送られた文書の意味を徹底的に理解することができた」と述べている。以上より、Champa の王が近隣諸国との広範な外交関係を維持したことを疑う余地はない。

インドで実践されていたように、外交技術はかなり浸透していた。近隣の地域は友国、敵国、中立国に分類され、sāma [調停]、dāna [贈物]、bheda [戦争]、danda [懲罰] [Ins.No.9⁷、62] の4つの手段によって権力闘争をした。時には danda が upapruclāna [贈収賄] [Ins. No.65] に置き換えられた。さらに重要なことは、6つの政策を意味する Kautilya の「sadgunya」と疑いもなく同じである「Sadgunyabhipraya」への言及があったことである。

Kauranda Artha-istraに基づく政治文書である Kōrandakiya Nitigara は、4つの手段と6つの政策を幅広く扱っている。この種の文書から Champa で政治学が研究された可能性はある。しかし、他の情報源から Champa で使われていたとされる Manusuinhitē も、これら二つの事柄、すなわち外交の4つの手段と6つの政策を扱っていることを覚えておかなければならないが、その著者は完全でも正確でもなく、明らかに理解していない政治学の本から引用している。しかし、それがどういうものであろうとも、Champa の政治家にインドの政治哲学が徹底的に浸透し、それがこの王国における政治の基礎を形成したことは間違いない。

※ 1 ... 碑文 No.26、35

※ 2 ... 碑文 No.65

※ 3 ... 碑文 No.32、39

※ 4 ... 碑文 No.39

※ 5 ... 碑文 No.4

※ 6 ... 碑文 No.33、36、37

※ 7 ... しかし時には凶悪犯罪者が牛の値段（分の金銭）を払って逃亡した例も見られる。

※ 8 ... この記述は『T'ong Pao』（『通報』）1910 p.202-203 から引用した。Maspero は、古代 Champa に法的規範が存在しないことを嘆くが、Manu Samhita と法王としての王の側面に言及していない。

2. 『行政制度』記述について

『行政制度』の中に見られた「神の裁き」、即ち神明裁判は碑文史料では言及されていないが、このような記述は漢籍史料に何度も登場し⁸、『瀛涯勝覽』では「再有一通海大潭、名鰐魚潭、如人有爭訟難明之事、官不能決者、則令爭訟二人騎水牛、赴過其潭、理虧者鰐魚出而食之、理直者雖過十次、亦不被食」という記述が確認できる。隣国のアンコールにおいても『真臘風土記』の中で周達觀が触れている⁹ 他、既に『吳時外國傳』（『太平御覽』938巻）に「鰐魚大者二三丈、有四足似守宮、常吞食人、扶南王范尋敕捕取、置溝団中、尋有所忿者、縛以食鰐、若罪當死、鰐便食之、如其不食、便解放以爲無罪」の記述がある。そして、Majumdar が採用したのは恐らく『諸蕃誌』の記述であり¹⁰、「民が山中に入つて虎に噛み殺されたり、川を渡つて

とき鰐魚の災厄に出会ったときなどには、被害者の家族は王のもとに出向き實状を訴える。王は國師に命じて祭壇をしつらえ呪文を誦え符を書いて、民が死んだ場所に投げこませると、虎や鰐魚は、おのずとその符のところに現われ出で命請いをするが（王は許さず）殺してしまう。もし詐欺や誣告の申し立てがあり、官が判定できなかった場合は当事者どおして鰐魚の潭を渡らせる。よこしまな者が渡ると鰐魚がすぐ現われて食い殺すが、理正しい者のときは、十餘回渡っても鰐魚のほうから避けて現われない。」とあるが、他の神明裁判に見られない要素として、呪いと虎・鰐との関係がある。インドにも神明裁判があり、裁判自体の事実の有無は抜きにしても、東南アジアに通底するインド文化の一要素として分類できる。高橋保氏はクメールにおける神明裁判がインド本来のものと複数裁判である点で異なっており、どちらが悪いかを判するための手段であったことを指摘している。Champa における裁判も前述の『瀛涯勝覽』では複数裁判である。その上で『諸蕃誌』の記述が示すことは、神に裁きを委ねるこの裁判が、その術をも呪いによって裁かれようとする点でむしろ法の範疇に入れようとする厳格さのあらわれかもしれない。

注釈に今回 Majumdar が論拠とした碑文を記した。この中で、碑文 No.62 において Nārikela（椰子）と Kramuka（檳榔）という家系への言及がある。桃木至朗氏は『チャンパ 歴史・末裔・建築』の中でこれを血族としてチャム族の多民族性を主張しているが、Majumdar は family の訳を当てている。さらにこの引用元を参照すると¹¹L.Finot によって原語「anvija」がサンスクリット語に存在しない単語であり、「継承」を意味する語であると推測され、同等の表現として「kramukavanca」（家族）が挙げられて、結果として「家族」（famille）が用いられている。従って、椰子・檳榔が血族かどうかは明言されておらず、この単語が直に民族の多様性の証左になる訳ではないが、一方でその証拠として『シナ大王国記』では Juan Gonzalez Mendoca が宣教師から集めた諸国の見聞録を記している。その中に「コチンシナ」と「チャンパ」について、後者の方がより肌の色が白く、異なる民族として記述していたことが確認できる¹²。しかし、『シナ大王国記』を翻訳・校注した長南・矢沢氏らによれば、Mendoca が「コチンシナ」と述べている国は安南国の領域にあたる地域を指しており、1470 年以降に Champa へ遠征、一時的に併合にまで至ったが、安南が内部抗争によって衰退した隙に Champa が勢力を回復し、安南の領地は現在の北部および中部ベトナムに限定されていたはずであり、「チャンパ」の国土が大変広かつたとしていることからも、両者は恐らく同一の「チャンパ」の領土についての記述であったとしている。即ち、椰子・檳榔が血族であるかは留保するにしても構成民族の多様性は指摘できよう。

また、他国との外交関係について、Majumdar は 4 つの方法を探っていたことを指摘しているが、No.43 ではその具体的方法として Champa 王国には「異なる国々からやってくる様々な王の妃たち」があり、様々な国と姻戚関係を結んでいたことが挙げられる。加えて、和田久徳氏は「東南アジアにおける初期華僑社会（960-1279）」の中で 10 世紀から 13 世紀（宋代）において既に華僑が東南アジアに進出し、貿易に介在することで多額の利益を得ていたこと、朝貢貿易において宋商人が国家間の媒介として機能し、現地において「取妻養子」していたことを明らかにしている。朝貢に際してその航路や品物に通じている点で宋商人は諸王国にとって

有益であり、宋にとっても現地の交易を有利に展開させることができることで有益であったことから彼らは重宝されていたものと思われる。特に、12世紀には南蕃諸国の書(氏はサンスクリット語書物であるとしているが)に通じていたために王元懋が Champa の王から歓待され、その王女と婚姻した記述がある¹³ ことから、貿易上中国(宋)との友好的な関係強化が重要視され、その手段として婚姻によって地位を与えていたことが指摘できる。

外交技術についてもアンコールに類似する政策が指摘されており、和平(samdhi)・戦争(vigrada)・待機(āsana)・行軍(yāna)・依頼(sanśraya)・二重の勝負(dvandhi-bhāva)の6攻略が王のとるべき方法として挙げられている¹⁴一方、その内容自体が具体的に Champa とどのように異なっていたのか、今後碑文整理を進める上で留意したい。

<注釈>

注1…碑文 No.65/Myson 碑文 /1010śaka (1088年) /Cham語 /砂岩3面

幸運あれ！皇太子 Śri Jaya Indravarmadeva、Vāk王子は、彼の Miaceous Śri Harivarmadevaの息子、Thāṇ.....であり、彼は約1ヶ月を治めた。その後、Śri Jaya Indravarmadevaは非常に若いので、王国政府の善悪を知らず、政府の定めにしたがった。將軍、Brāhma、占星術士、学者、祭儀長、Śri Harivarmadevaの妻たちは王国を統治する王子を探した。今、彼らは、pu lyaṇ Śri Yuvarāja Mahasenapatiという Pañ王子、彼は Śri Jaya Indravarmadevaの叔父であり、Śri Harivarmadevaの弟が、Mahārājaの印を「rājacakravartin」という詩文の通りに持っていて、物の善悪を知っており、政府の中では、いかなる存在にも脅かされず、すべての存在に対して義務感、自由主義、真実性、そして思いやりを持っていた。Śri Jaya Indravarmadevaは Brāhmaṇs、Katriyas、Paṇdits、占星術師、祭儀長、すべての女性と共に、1つまたは複数の貴重な物〔?〕と王家の記章を持って Pu lyaṇ Śri Yuvarāja Mahāsenāpatiの元へ向かって彼を王にした。Śri Paramabodhisatvaは正しく裁定した。そして、すべての senāpatis、Brāhmaṇs、Paṇdits、占星術師、祭儀長.....巧みな.....Śri Paramabodhisatva..... そして偉大な美德を持っている Śri Paramabodhisatva陛下は最高の終わりを知っていた すべての人々 苦痛の時に。すべての異なる王は 劣っており、それと同じかそれ以上の優れたものを与えた。Śri Paramabodhisatvaは seniipaisと Champāの国すべての人々に恩恵を与えた。かつてのように支配され続けていた至福の至福。そして Śri Jaya Indravarmadeva王子 Vāk、Śri Paramabodhisatvaの甥は彼の意志に従って、富、豊かさ、快適さ、喜びを与えた。そして、Śri Paramabodhisatvaが Champā王国を統治した そして Śri Paramabodhisatvaは常にどこにおいても Dharmaを習得した ...

(b)

幸運！彼の陛下、Śri Jaya Indravarmadeva、Paramarājādhirāja王がいた。彼の誕生場所は Champāpuraの lamvinである。彼は父方・母方共に直系に属している。Śri Jaya Indravarmadevaは32個の肩書を所有している。彼は恵み、美しさ、若さ、能力を受けられている。彼は才能豊かで上品で、生来の勇気を持ち、すべての武器に精通しており、力強い。彼は常に敵対する軍隊を退ける。彼は利己心のない真実と絶対的な現実を知っている。彼は心の穏やかさ、すべての生き物に対する思いやり、大きな自由、忍耐、深遠な知性を持っています。彼は公平に3つのもの[trivargga]、富[artha]、美德[dharma]と快樂[kāma]を優先的に追求したが、以下の4つの手段によった。敵、友人、中立者に対する調停[sāma]、贈物[dāna]、不調和[bheda]、贈収賄[upapradāna]。彼には、6の敵、感情的な情熱[kāma]、怒り[krodha]、欲望[lobña]、怒り[moha]、誇り[nada]、悪意[mātsarya]。彼は、王政の6つの政策の真の重要性を知っていた [Sadgunyabhipraya]。彼は Manu[Manumārgga]によって規定された18の法律の称号を守った。Kaliの時代でさえ、Mahāpuruṣaである彼は唯一の性質によって [guṇa] 王権を享受していた。Kaliは人々に過ちとうぬぼれをもたらすが、..... 彼は精神的な鍛錬[yoga]、瞑想[dhyāna]、集中[samādhi]、他人への善惡の行いと適切・不適切な行為によってもたらされる精神的觀点から。彼はこの世界と他の世界の両方で栄えた。彼は身体とその喜びが一過性であることを知っている。彼は弛まぬ努力、精神的な鍛錬、瞑想と集中に頼った。彼は常に美德を徹底的に実践した。今度はこの Champāの街が破壊された 陛下 Śri Jaya Indravarmadeva yāṇ Devatāmūrtiは街を再建した。..... 従来通り美しく豊かになるまで。彼は Tranulの地区[vijaya]の Śri Indralokeśvaraに寺院を建てた。彼はすべての収入

を神に捧げた。さまざまな神々に対して、彼は寺院に金と銀の kośa と、金の面や飾りを捧げた。これらの神々の崇拜のためのすべての道具で、雄牛、牛、水牛を授けた。これらの神々の寺院は、以前と同じように繁栄し、美しく、そして栄誉を与えられた。Brāhmaṇas、Kṣatriyas、Vaiśyas、および Śūdras の 4 つの階層の人々は、須く幸福だった。蓮あるいは太陽と月の下に咲く睡蓮のような Śri Jaya Indravarmadeva の庇護下。

神 Bhadresvara が世界で目に見えるすべての主であることを知って、陛下の Śri Jaya Indravarmadeva は、先端に彩鮮やかな宝石のついた王冠と蛇の装飾 [nāga] で装飾された 6 面の金の kośa を作った。Ūrddhvakośa と呼ばれるものは、基部 [ādhāra] と王冠の先端に宝石 Sūryakānti を備えた壮大な金である。東に向かう顔にはルビーがあり 王冠の先端に nāgarāja の装飾。北東と南東に向けられた顔には、Nāga-rāja の目の中と王冠の先端にサファイアがある。南に向かう顔には、王冠先端にルビーが付く。西向きの顔には、王冠の先端にトパーズがあり、北に向かっている顔には真珠 [uttaratna] がある。金の kośa は 814 thil 9 dram あり の金。王冠、下部の nāgarāja、および ādhāra Ūrddhvamukha の 6 つの顔の重さは 136 thil。合計 450 thei 9 dram。1010śaka の年。

注 2…碑文 No.62/Myson 碑文 /1003śaka (1081 年) /Cham 語・サンスクリット / 石碑板 4 面

1.Śiva に弓を撃つ。

2. Prāleyeśvara Dharmarāja と呼ばれた王は Nārikela [椰子] の家系の生まれで、Kramuka [檳榔] の家系に連なり、息子、Harivarmadeva 王をもうけた。彼は、国王としての責務に傾倒し、Champā の多くの敵を退け、そしてこの Kali の時代できえ、腐敗することなく繁栄した。

3. 彼は Champā の庇護者であり、Brihaspati のような Śāstras に精通していた。Mādhava のように戦いでは勇敢である。Kāma [Cupid] のように美しい。積み上げた勝利の数で Indra に匹敵し、Śambhu のように学んだ。Brahmā のように才能豊かである。彼は魅力的な言葉を語り、素養に優れ、その優れた性格は [何にも] 比類ないものであった。

4. 良い学者、芸術家、異なる分野に精通している人、踊りで熟練した人、すべての武器を知っている人、功績のある、賢明で熟練した人、音楽家やその他の人は恐怖に打ちつけられた蛇のように振る舞い、Harivarma 王の庇護下では、自分自身の良さをすべて忘れていた。

5. 常に良心によって情念と他の情熱を絶えず燃やしているので、優れた力によって日々完全に宿敵を打ち負かした。賢明な王 Śri Harivarmadeva は ●● (原文読み取れず) に堪能な人達と、絶え間なく関わった結果として卓越した成果を上げ、て栄えた。

6. Harivarmadeva 王は Śriśānabhadresvara に崇拜のために最高の宝石で飾られた金色の kośa を捧げた。それは壮大で光り輝く太陽のようなものだったが、しかし、宝石と (kośa の) 4 人の顔の輝きは昼夜を問わなかった。[これは 1002 の年に作られた]

(Cham 語部分)

Īśānabhadra の寺院は荒廃していた Yuvarāja は、Simhapura の人々に、かつてのように寺院を建設し、家を建て、永遠の犠牲を払い、礼拝堂を建て直し、道を再建するよう命じました。彼は造った 止まることなく。彼は Śriśānabhadresvara 神に次のものを捧げた。男女の奴隸、Maheśvars の Śarira [像のことか]、その他の必要な品々を捧げ、これまでと同じように繁栄した。彼の勅命はなされた 身体、言葉、心臓自身。

(b-d)

幸運あれ！ Harivarmadeva と呼ばれる王がおり、Thāṅ 王子 yāñ Viṣṇumurti は 檳榔 [Kramuka] の家系に生まれ、恵みと美しさだけでなく 32 の徴候があった。は、すべての資質を備え、すなわち十分に恵まれていた。それは 64 の kalās の知識 [芸術] である。彼は、調停 [sāma]、贈物 [dāna]、戦争 [bheda]、懲罰 [danda] の 4 つの手段を知り、習得した。彼は能力を持っていた 善惡についての理解と組織のための能力があった。彼は法律と統一に関する 18 の全ての称号を維持した。彼は目に見える Dharma のように行動した。この世界で。彼はすべての存在に対して強力で慈悲深い存在だった。彼は敬虔な働きをし、休みなく昼も夜も寄進をした。彼は全ての武器に熟練し、勇敢で力強かった。

彼は戦闘で敵対する騎馬部隊を 12 回も退けた。彼は王、将軍、首長および他の人の頭を切断した。戦場で 9 回。彼は Someśvara の Cambodge の部隊を敗北させ、Senāpati [司令官] として軍を命じた王子 Śri Nandanavarmadeva

を捕獲した。そして、彼は戦争の間に建造物と Champā の都市を再建した。そして Champā の都市と全ての寺院は自然であるかのように豊かに直り、新しく装飾された。彼は全ての王族の恩恵を楽しんだ。

Śriśānabhadresvara 神が世界で目に見える神 Parameśvara であることを知ったので、Śriśānabhadresvara を見て、戦争の終わりに彼の所有物すべてに奪われたことで、彼は敬虔な心で神を崇拜するようになり、Someśvara で次のような戦利品と様々なオブジェを彼に渡した。4つの顔で装飾された金色の kośa..... すべての種類の宝石が付けられていた。

そして、彼は装飾品を捧げた。そして、彼は宝石、二つのネックレス、4つの神、2つの kalaśa [水差し] 金、2金つの vrah kalaśa (水差し?)、銀の 8 つの vrah kalaśa、4 つの suvauk、銀の 8 つの suvauk、8 銀の 8 つの tapanah、銀の 3 つの tralay、銀の 2 つの sanraun、銀の 4 palligah、銀の 2 つの箱、金の 2 つの von、金の 1 つの mayur [孔雀?]、銀の 1 つの mayur [孔雀?]、金の 1 つの havuci、銀の 1 つの havvai、2 tralai、1 つの paliqah laṅguv、乳香の 1 つの lusun、乳香、そして彼は異なる種族の人々 100 人の男女の奴隸、牛、水牛、象、そして様々な種類の品物を Śriśānabhadresvara 神に 1002śaka の年に捧げた。

そして Harivarmadeva 王、yāñ Mādhavamūrti..... 彼の傑作である長男 pu lyañ Śri Rājadvāra が Champā の王国を支配する王室の紋章 Grahas [?] を持っていたことを知った。従って彼は高官達に pu lyañ Śri Rājadvāra の戴冠式を行うよう命じた。彼らは彼に yāñ po ku Śri Jaya Indravarmadeva の名前を与え、今、pu lyañ Rājadvāra が政府または王国を引き継いだ時、彼は 9 歳の少年だった。その後、将軍とすべての兵士 Śri Harrivermadeva..... 人々は彼の息子に権限を与えた そして彼は精神の鍛錬 [dhyāna-yoga] と Śiva の崇拜を行った。絶えずこれらの精神的な鍛錬に従事し、彼は Śaka 1108 で亡くなった。彼の家人、王女と 14 もの mē lyañ はその死を追いかけた。今 骨が残っている 死んだ人、海に その人は この破壊、忠実で、愛情深い、常に彼のために生きた。ああ！ Oñ Dhanapati-Grāma と名付けられた yuvarāja がいた。彼は Cambodia に行った。Cambodia の王は彼を迎える入れ、あらゆる物を与えた。その yuvarāja は Cambodia に住み、Cambodia の王は Malyañ の都市が反乱を起こしたことを知った。そこで彼は yuvarāja に Cambodia の軍隊を導いて代わりに都市を取り戻すよう命じた 全ての Humā Padān は反乱に加わった Cambodia の王は yuvarāja に Cambodia の軍隊を率いて都市を奪還し、代わりに占領するように命じた。Sūryavarmadeva 王は Cambodia の王に反抗した。後者は yuvarāja に Cambodia の軍隊を率いて王を捕まえるように命じた。その後、putau Ājña po ku は反撃し、Amaravati から Pidhyañ まで征服した。Cambodia の王は yuvarāja に Cambodia の軍隊を導いて putau Ājña po ku を捕まえるように命じた。彼を捕らえて、王の願望に従って Cambodia まで送った。勇猛な yuvarāja に Cambodia の王は喜んで恩恵として を与えた ... putra [Rājaputra の肩書か？]。Champā の人々は本当に住んでおり ... yuvarāja Mahādharma.... Parameśvara の化身である Śriśānabhadresvara 神が恩恵と願望を叶えてくれることを知っていたので、人々は常に神を崇拜した

注 3…碑文 No.81/Myson 碑文 /1092saka/ サンスクリット / 石碑板 1 面

Śiva よ！ Śri Jaya Indravarmadeva 王が、Grāmapuravijaya として知られる有名な場所いた。王はまず世界の善を尽くした。彼は大軍 [pr̥thuvala] を所有しており、誇り高い勇猛さがあった。彼はすべての武器の使用に熟練しており、戦いで全ての敵に勝利した。全ての Śāstras；それは例え文法や占星術といったすべての哲学的教義に精通していた。すなわち Mahāyāna の教義であった。彼は抜群の美しさと魅力を持っている。彼は全ての生き物の保護に精力的であり、4 つの手段、調停・贈物・戦争・懲罰の適用において巧みである。Dharmaśāstras、特に Nāradiya と Bhārgaviya をすべて賛美し、彼は Dharma を習得、すべての人に贈り物を贈った。

王子は Buddha Lokesvara、Jaya Indralokesvara と Buddhaloka の Bhāgavati Śri Jaya Indreśvari、そして Śri Viñayaka の Bhagavatī Śri Indra-Gaurīśvari を勧請した。

王子は、Śiva の一部である Śriśānabhadresvara が、望みに応じて敬虔な男性には常に彼の恩恵を全世界で与えていることを知って、徳を積むために時々、すべての富とすべての必要な品物を Śriśānabhadresvara に、最初は 1085 の Śaka の年に、dhūni やサファイアのような、すべての宝石で飾られた、200thil の銀を混ぜた 137thil の重さの金の kośa を捧げた。

それから彼は antargrha を作った。白檀の重量は 2bhāra、9tul。この antargrha の装飾に適用された銀の量は 1096thil であり、黄金色の頂上の金は重さ 26thei であった。Crānan が建設された Crān 族を飾って

いる4人の黄金のナーガは、30theiの金と17thilの銀を含んでいた。銀の taṅgau..... 495 thil は、上部に Šuryakanti [?] と呼ばれる宝石が付いている。これらはすべて šaka 1086 に捧げられた。

次に、1087の šaka、彼は 17thil の重さの金の sanraun、26thei の金と 24thil の銀の合金の器、8thei の黄金の水差し、2thil の金の bak、銀の 99thil の銀と 45thei の合金の sruvvil 金の板 [?] で装飾された nāgapattra。さらに 1089šaka の年、294thei の重さの金の tralay と 100thei の hluk を捧げた。

1090šaka には、大きな象、男性と女性の奴隸などを寄進している。

1092šaka に、彼は Śrīśānabhadreśvara の寺院を 10bhira 3twil 5kār 17thei の銀で装飾した。彼は寺院の全ての尖塔に金を塗るために 82thei の金を用いた。王は、これら全てのものを一心に、身も心も言葉も捧げた。

注4…碑文 No.39/Hoa-Que 碑文 /831šaka/Cham 語・サンスクリット / 石碑板 4面

Śivaへの崇敬！

神よ！様々な形をとり、世界中に繁栄を生み出す [Śiva の] liṅga、その絶え間ない華麗な輝きが世界の悪質な人々によって引き起こされる恐怖、すなわち暗闇を払拭する。(それは)古代より、苦行の益として高名になった yogi たち [禁欲者] にとって崇敬と賞賛に値するものであり、いまだ衰えず、三界の住人の繁栄のためのものである。

2. 最初の liṅga は初期・中期・終期を持たず、生きとし生けるもの全てに崇敬されているが、世界中の平和のためであった。

3. 彼の liṅga は創造物の繁栄を導き、理由なく信者に救いを与える、いっそうの勝利である。

4. 彼の liṅga は大地を超えて、地平線として空を持つ。多くの従属する精霊 [bhūta] によって囲まれている輝く珠を持ち、月、太陽、惑星から敬意を示された素晴らしいさを持ち、世界にひとつなぎの幸福を与え、それはおそらくこの世界を守っている！

5. 一度でもこれらの liṅga らに膝をつく者は自らの願望を叶える。それらは多くの特別な信者たちによって賞賛され、天上でさえ彼らは神のように、神々自身によって崇拝される。

6. 勝利の liṅga の下端は一等深く、Hari が猪の形を取ったときでさえ、その果てに辿りつくことはできなかった。彼は素晴らしい yoga に学んでいたにも関わらず、Śiva から願望を叶えてもらうことは無かった。

7. 誇り高き Brahma は瞑想と勇壮さで輝いているにも関わらず、Śiva からの恩恵を受けていなかったので、無知のために、liṅga 上端を知る事ができなかった。

8. Viṣṇu と Brahmā への次の言葉は、無知から生じた屈辱のために、凍った蓮のような青褪めた顔に気付いたときに投げられた。「Ho Govinda と Brahmā よ！いずれにせよ、あなたには何ができるでしょう？私の底や天辺を知りたいと思う者は私に喜んで敬意を表すだけで、他の方法によっては不可能なのです」

9. Viṣṇu と Brahmā は優れた神々に膝を付き、8つの言葉を戴いた。

10. 彼らは太陽(の光で)目を覚ましたような蓮のような顔でこれらの言葉を与えた。「あなたは偉大な神々の中の神、私たちに恩恵を与えたまえ」

11. そこで、liṅga の中央より彼の顔と火や月、太陽の3つの目の輝きを見せた。

12. 彼の命令によって、Brahmā と Hari は彼に連なり、Brahmā は右側に、Hari は左側に立った。

13. Maheśvara 神ー神々と悪魔たちを導くものーは遠く広がる幻想を追い払い、その蓮の台座はここそこに [あらゆる場所で] 崇拝されている。彼の神は Gauri によって2つにつくられたが、その二重性から脱却し、征服されることもなく、逃れる者たちへ勝利を与え、ゆるぎないものである。

14. Śri Īśanasvara は私達民族によって耕された大地において、唯一の宝物として敬意を表すことで、彼の魅力によって、おそらく私たちを恐怖から守るだろう。

(b)

15. 街は Champā と名付けられ、豊かで富と喜びに満ち、古き Bhṛgn... の戒めによって保護されていた 大きな力 ...

16. Śri Bhadravarman 王は Blagu の家系の優れた者で、空に浮かぶ無垢な月のよう、蓮を目覚めさせる者であり、その優秀な光 [素晴らしい] のおかげで、人々の心臓である。

17. Champā の王は Pāṇḍu の息子のように、戦場においてその素晴らしいさによって輝いている。そこは(戦場)は灰色であり、素早い馬の鋭い蹄が振り上げられ、地表は様々な武器によって流された、Afoka の花のような血液の滴で赤く染められている。 4つの地域では巨大な美しい象の轟音によって戦争の音が鳴り響いている。

18. 厳格な正義の過程によって、王は現在の公正な時代 [dharmapaddhatih] を確立した。その結果生まれた至福は王を繁栄させた。

19. Ājñā Mahasamanta と呼ばれる大臣は様々な富の所有者であり、彼の王の恩恵によって豊かさと富とを手にした。

20. 頭上に花冠を戴くことの名誉、素晴らしい tilaka による差別化 [額に印をつける]、耳元の完全な飾り、最高のイ

ヤリング、衣類、黄金のガードル紐による装飾、黄金の鞘付きの優れた短剣、銀のような銀白の船舶、孔雀の羽でできた三角傘、数多くの水差しと花瓶、銀の輿。

21. これらの、世界で他人には得られないようなものは、王から王の軍隊として忠実な働きをするために与えられた。輿に乗った王の隣に座していた彼は孔雀の羽の傘を掲げて見目麗しく、兵士と楽器の演奏を伴ってそこから降りた。

22. 象に跨って、前も後ろも多数の兵士に囲まれ、彼の背後に掲げられた孔雀の羽の傘によって彩られ、太陽のように素晴らしい、王のように輝いていた。

23. 彼は Ājñā Narendra nrpavitra と呼ばれる大臣を兄弟に持ち、彼は Śaiva 信仰に関わる全ての生き物とすべての犠牲の儀式に精通していた。

24. 彼の弟は全ての全ての śāstras に精通する知見を持ち、Angirasa のような世界においてその知性と名声のためによく知られていたが、Ājñā Jayendrapati と呼ばれ、良い魂を持つ大臣であり、その体は聖遺物となつた。

25. 彼は弛まぬ努力によって、諸国の王たちから送られた文書の意味を、一目見ただけで徹底的に理解することができた。Śrī Jayasimha-varmadeva の信心深い行い、すなわち Śrī Jayaguhesvara [の寺院] と Visnupur の Visnu [寺院] である。Śrī Bhadravarmadeva の敬虔な行い、すなわち Śrī Prakāśabhadreśvara、Śrī Rudrakoṭiśvara、Śrī Bhadramalayeśvara、Śrī Bhaldracampeōvara、Bhadramaṇdaleśvara、Śrī Dharmeśvara、Śrī Bhaldrapureśvara [の寺院]。Ājñā Jayendrapati 大臣はこれらの全てを韻文として碑文を石に刻み、王冠の好意によって得た輿、孔雀の羽根で飾られたパラソル、剣の黄金の鞘、花瓶、投手、銀製の船、帶、イヤリング、Ciránda、衣類などを手に入れた。

(c)

..... 信心深い心を持ち、常に善行を考えていた誠実な妹は Ugradevi として知られていた。彼女の三人兄弟は母親の許可を得て、信仰のために、彼らの父親の特徴を模倣し、Ājñā Sarthavaha と名付けて了 Śrī Mahārudradeva の像、彼は Śrī Indravarman の第一王妃の兄弟であり、Śrī Rudravarman の姪[?] であったが、その像を「gagana-dvi-mangala」(820) で示される Śaka 年に母国の中間に建立した。その北側では、「Kha-vahini-tank [830]」と呼ばれる Saka 年に、Pu Pov Ku Rudrapura... と呼ばれる彼らの母親に似せた Bhagavati の像を建立した。... 昔からの、純血な家系に育ち、「Candra-Agni-tants」[831] で表される Śaka の年に Devi、Gaṇeśa と Kumara の像を建てた 再び、この土地の南部の Ājñā Jayendrapati 大臣は「nava-dvi-mangala」[829] と呼ばれる Śaka の年に Śiva への崇拜と彼自身の繁栄のために Śrī Mahāśivalīṅgeśvara を建立した。

(d)

..... 5 番目の月の輝かしい二週間の 15 日目 かの都市程離れた庭園 寺院のように 宗教的基盤 寺院から持ち出す者はおそらく地獄へ落ちるに違いない。寺院を守る者は望む限り天上で生きられる。

王位を犯してはならない。この敬虔な仕事は月の満ち欠けと太陽の光が宇宙を照らす限り [天上と地上は] 遂行されるだろう。

(Cham 語の 7 行の結語には寺院の手配の詳細が含まれている。いくつかの不明な単語があり、編集者によって翻訳されていない)

注 5... 碑文 No.43/Nhan-Bieu 碑文 /830saka(908 年)・833saka(911 年)/Cham 語・サンスクリット / 石碑板 4 面
Śiva に対する敬意。

神よ！

1. すべての 3 つの言葉、Bhu、Bhavas、および Śva (賞賛された)、賞賛し、これからも賞賛するだろう 彼への挨拶！

再び：

2. この世で有名な王 Śrī Jayasimha Varman がおり、彼は Viṣṇu に匹敵して Champā 王国をその力で保護し、不死でないという点で Lakṣmi とは違った。そして彼は国民の願望を叶えて様々な恵を与えた。

3. その王の家では、優雅で比類のない Tribhuvana Mahadevi はすべての女王の間で成し遂げられた。彼女は全員 [女王] の間で最も優秀であり、そして善良で、子供たちと一緒に輝き、彼女の夫の家では、Śrī とほとんど同じであった。

4. 彼女は直系の家で生まれた Lyañ Vrddhakulā の孫娘であり、満月が空を照らすように両家族 [すなわち、父と夫の家族] を照らした。

再び：

5. 王の蓮の足に捧げられ、人柄に優れた Lyañ Vrddhakulā Narendrādhipati の長男。

6. 彼 [Narendrādhipati] には優れた娘がいて、その人柄で自らの家系を清めた。この娘には、才能に溢れ、王のために奉仕した息子がいて、その聰明さはよく知られていた。

7. 彼は知的で賢明で宗教的で政治的だった。王のために大いに献身し、彼の命令に非常に従順だった。

8. 彼は Śrī Jayasimhavarman 王の寵臣であり、彼の望む通りに豊かであった。彼は Pov Kluñ Pilih Rājadvārah と名付

けられた。王の指揮で、彼は外交使節団の Yavadvipa の首都に行き、交渉の成功によって信用を得た。その時から彼は富と財産を得た。

9. そして、あらゆる種類の豊かな富によって繁栄した王国は、高名な王 Śri Jaya Simhavarman が兵力によって守護した。

(b)

彼 [Pov Kluñ Pilih Rājadvārah] は引き続き高い地位を占めた。

再び：

10.. 幸運にも Śri Bhadravarman の王 彼のことを聞いた敵は、恐怖で鳥肌が立った。この治世の下、彼は Pov Kluñ Sudānda [vā] sā の称号を得た。

11. 再び王の指揮で、彼は Yavadvipa に行き、交渉に成功した。彼は Śri Bhadravarman 王から Sudān と Kumuvvel の村の畠を手に入れた。

再び：

12.....Bhadravarman 王の息子 その名声と支配は度重なる勝利によって全ての地方に広まった

13. 強大な名声が他の国に広がっていた王 Śri Indravarma の名声を聞いて喜んできた王たちは、絶えず彼を賞賛した。

14. 彼の支配の間、彼 [Pilih Rājjadvarah] は彼が王に奉仕した熱意の報酬として Akaādhipati の称号を得た。

15. 政治の研究に専念することで、彼は良悪について王に助言することができた。

彼の長男 [または兄弟？] は Sukrti Pov Klun Dharmapatha と呼ばれ、Indravarman 王の寵臣である。

16. [Dharmapātha の賛美は 断ち切られた。]

(c)

誰が彼の長男 [兄弟？] に話したか

17. 私は王の好意によって Kumuvvel の土地を手に入れた。Cikir の村は私の母と私の両方の居住地である。それゆえ、神を確立する必要がある のために：

18. この財産は非常に大きいものの、実体はない。慎重に蓄積されたが、瞬時に破壊される可能性があった。この世界では最も役に立たない。従って、全ての聖典において偉大な賢人によって富が記述されている。

19. 彼の長男 [兄弟] と一緒に Devaliṅgeśvara を栄光のために設置したのは、「ambara-dahana- maṅgala [830]」[天文学的な詳細が続く] の年であり、

その後、Śaka の 833 年に、彼は長男 [兄弟] と共に Cikir の村に Śri Vrddhalokeśvara という寺院を設立した。

20. 世界中の動くものも動かないものも、山々の支えによって固定されるため、この地域は Śiva と Avalokiteśvara の 2 つの聖域で安定した支援を受けるに違いない。

(d)

Cham 語の部分は Devaliṅgeśvara の寺院に与えられた土地を列挙。

注 6…碑文 No.42/Bang-An 碑文 /830saka(908 年)・833saka(911 年)/ サンスクリット / 石碑板 2 面
Śiva に対する敬意！

神よ！

1. 神の存在と偉大なる権力は、大量の灰の上に座わり、雲のない空の中での太陽のように輝く。

2. 無煙の火のような華麗さで彼を照らし出すので、清らかなギーによって養われ、Brahmā、Indra、Viṣṇu や他の神々は驚きに満たされた。

3. Indra を前に、Brahmā を右に、月と太陽を後ろに、そして Nārāyana 神を左に置いて、彼は素晴らしい光線で輝いて真ん中に座っていた。それらと他の神々は彼の前で腰を下ろしていて、「Om」で始まり「Svadhā-svāhā」で終わる彼の上品な賛美歌で彼を賛美していた。

4. その後、灰の盛り上がりから立ち上がり、非常に純粋な者は、何百万の太陽と同じくらいの華麗さで大空の真ん中に残った。

5. 献身のために、そして美德と福祉のために、神の集会で、すべてのもの、優れた灰、犠牲の遺物を Brahmā に与えた。

6. 灰を完全な宇宙に変えた彼は、Viṣṇu にそれを委ねた。それから彼は姿を消し、Brahmā を始めとする全ての神々

はそれぞれの家に行った。

この神 Šri Isanesvara は、世界の指導者であり、絶対的な神権を保有し、王たちの崇拜と敬礼にふさわしい者であり、Champā の繁栄のために、彼の多数の召使と一緒に勝利を収めた。Šri Bhadravarman、Bhurgu の家系における天上の月 何百 [?] の街を飾る 異なる国々からやってくる様々な王の妃たち 王の名声は世界中に広がっている 善良な人たちによって賞賛され 彼は学者たちの言葉と行為を保護するかもしれない [?] 彼は宗教的である。 彼の罪を取り除いた 彼の情熱を支配している asuras と pisachas に捧げた 全てに崇拜される kunda [炎] のような輝きと乳海の波の形のような白い灰と月 Pasupati の その足は飾られている 全ての救済のために Parameśvara を勧請するのは私の義務である。xx maṅgala [8xx] と表記された Śaka の王の年 [天文の詳細は以下] Šri Bhadravarman によって免除されるが、それは太陽と月のように世界に続くだろう。

注 7…碑文 No.9/Trà-Kiêu Rock 碑文 /-/ サンスクリット / 砂岩

(1) 他 [王たち] の力 [槍]、danda [懲罰] と bheda [戦争] のような恐ろしい政治手段を援助したとして— [それがたとえ槍兵たちを傷つけるようなやり方でも] 一敵を打ち倒すことはできない。しかしながら、Kumāra のような者は danda [懲罰] と bheda [不調和] のような政治手段を用いなくとも全ての敵を打ち倒す。[一槍を振り回すことなく。]

(2) 彼、Śri Prakasadharma は Kandarpadharma 王、彼の曾祖母 [祖母の父] の父にあたるが、彼への畏敬の念から、一揃いの hatākas を建立した。

注 8…『瀛涯勝覽』『諸蕃誌』『和漢三才図会』にて確認でき、そのうち『諸蕃誌』『和漢三才図会』の内容は一致

注 9…石澤良昭『〈新〉古代カンボジア史研究』風響社、2013、p.571

注 10…Majumdar は Maspero が『通報』に発表した論文から引用している

注 11…L.Finot 「NOTES D'EPGRAPHIE」『BEFEO』No.4、p.933-no.12

注 12…メンドーサ『シナ大王国誌』長南・矢沢訳注、岩波書店、1965 (原本は 1511-1515)、p.566

注 13…「泉州人王元懋、少時祇役僧寺。其師教以南蕃諸國書、盡能曉習。嘗隨海舶詣占城國。王嘉其兼通番漢書、延爲館客、仍嫁以女。留十年而歸。所蓄奩具百萬緡。而貪利之心愈熾。遂主舶船貿易、其富不貲。留丞相・諸葛侍郎皆興其呂本無其字爲姻家。淳熙五年、使行錢吳大作綱首、凡火長之屬一圖帳者三十八人、同舟泛洋、一去十載。以十五年七月、還次惠州羅浮山南、獲息數十倍。」『夷堅三志』6 卷

注 14…石澤良昭『〈新〉古代カンボジア史研究』風響社、2013、p.536

<参考文献>

R.C.Majumdar、『CHAMPA : HISTORY AND CULTURE OF AN INDIAN COLONIAL KINGDOM IN THE FAR EAST 2ND-16TH CENTURY A.D.』Gian Publishing House、1985

趙汝适『諸蕃誌』藤善真澄訳注、関西大学出版部、1991 (原本は 1225)

馬歛『瀛涯勝覽—鄭和西征見聞録』小川博編訳、吉川弘文館、1969 (原本は 1416)

寺島良安『和漢三才図会』島田・竹田・樋口訳注、1985-1991 (原本は 1712)

和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会 (960-1279)」『東洋学報』42 (1) p.76-106、1959

Juan Gonzalez Mendoca『シナ大王国誌』長南・矢沢訳注、岩波書店、1965 (原本は 1511-1515)

桃木至朗・樋口英夫・重枝豊『チャンパ 歴史・末裔・建築』めこん、1999

石澤良昭『〈新〉古代カンボジア史研究』風響社、2013

プレ・アンコール期の寸法体系試論 (1)

Experimental Discussion about Simentional System in Pre-Angkor Period (1)

小岩正樹研究室 博士後期課程1年 成井 至

0. はじめに

私たちが現代において建築の設計を行うとき、その設計物は設計者の意図が必ず作用する。それは個人の経験であったり、あるいは時代的風潮に迎合する意向、また逆行する意向などが挙げられるだろう。これらはある種の思想的「制限」であるといえるだろうし、また「制限」があるからこそ、形態を有するものとして限定された条件に建物が成立するともいえるだろう。

では建築史分野における「制限」とは一体何であろうか、と考えた際に、アジア古代宗教建築遺構を対象にしたとき、宗教的コスモロジーの顯現や生産組織の連関、施工・設計技術が与える影響は多大である。一方で、実際の遺構から単純にこれらが背理的に判断されるわけではなく、設計における影響の諸条件を考慮する必要があり、古文書などに記される理想形を想定した設計技術が適用されない要因となる。この問題は、一つの「理論と実践の径庭」であるといえるだろう。本稿では以上の問題を踏まえて、古代クメールにおける設計技術を扱うことで、往時の計画を復原的に考え、遺構の設計に寄与する諸条件を明らかにする端緒とする目的とする。

1. 従来のクメール寸法尺度論

クメール建築における造営尺度に関する研究史において、人体尺に基づいた尺度が制度化され、適用されていたであろう認識は、すでに多くの研究者が同意している。Louis Finot、George Coedès ら碑文学者によって、1.6m～1.7m程度、あるいは2.0mほどを度制単位とする

「ヴィヤマ(尋)」、また「4ハスタ=1ヴィヤマ」とする度制単位が成立していたと述べている¹。

近年では、これらの研究に則り、遺構の実測資料から数値的な分析過程を経て、遺構の造営尺度を類推する試みがなされ、一定の成果を出しつつある。表1に主要な研究者による、造営尺度の実長値の見解を示した。これを参照すると、Sebastien Saur氏を除く研究者が、造営尺度の実長値を400～500mm程度であったという見解に一致している²。これらの研究成果は、溝口明則氏「クメール建築の造営尺度と設計技術に関する研究」における一連の研究において、評価がされている。一方で、新井宏氏「アンコール・ワット期のクメール建築の尺度体系について『hat=480mm説』を提示する」³において溝口氏の論説に対する批判がなされている。新井氏は論稿題にもあるように、クメール造営尺度である「hat(ハスタ)」を480mmであった

表1 各研究者による造営尺度実長値の推定

碑文史料	研究者	hasta 実長値	vyama 実長値	対象
	Louis Finot Gerge Cedes	約0.45m	1.6～1.7m 約2.0m (=4 hat)	碑文史料の読解 碑文史料の読解
遺構実測図面	Sebastien Saur	28.753cm		Angkor Wat 中央部
	Eleanor Mannikka	436mm		Angkor Wat
	仲鉢 貴彦	436mm		Prasat Suor Prat
	土谷 武	485mm		Angkor Wat 伽藍・北経藏
	溝口 明則	412 ± 1 ~ 2mm	1 vyama=4 hasta	Banteay Samre Thommanon Prasat Suor Prat N1 Prasat Thom Prasat Pram Beng Mealea Preah Vihear
	新井 宏	480～490mm	1.44～1.47m	Angkor Wat Beng Mealea Prasat Thom Prasat Suor Prat N1

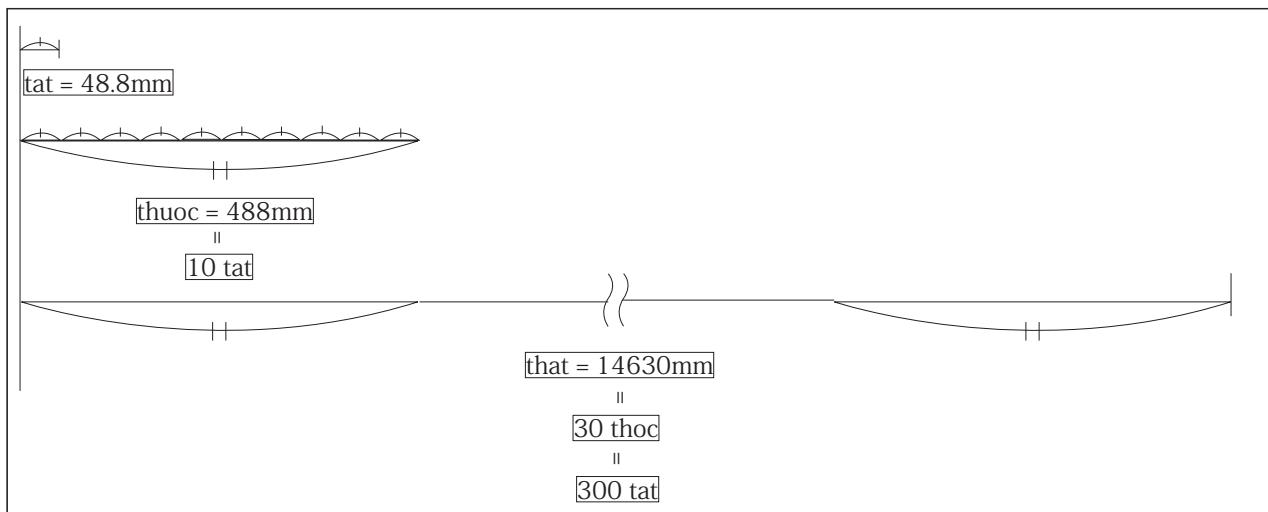


図1 ベトナムにおける長さの単位系(確認済のみ)

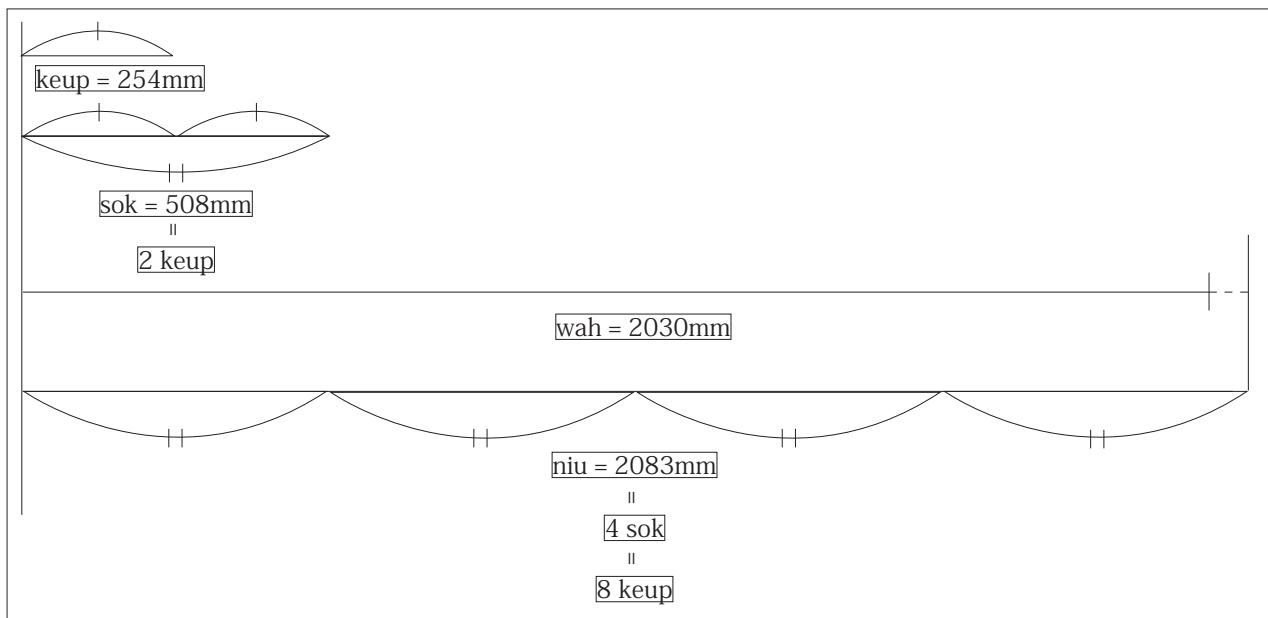


図2 タイにおける長さの単位系(確認済のみ)

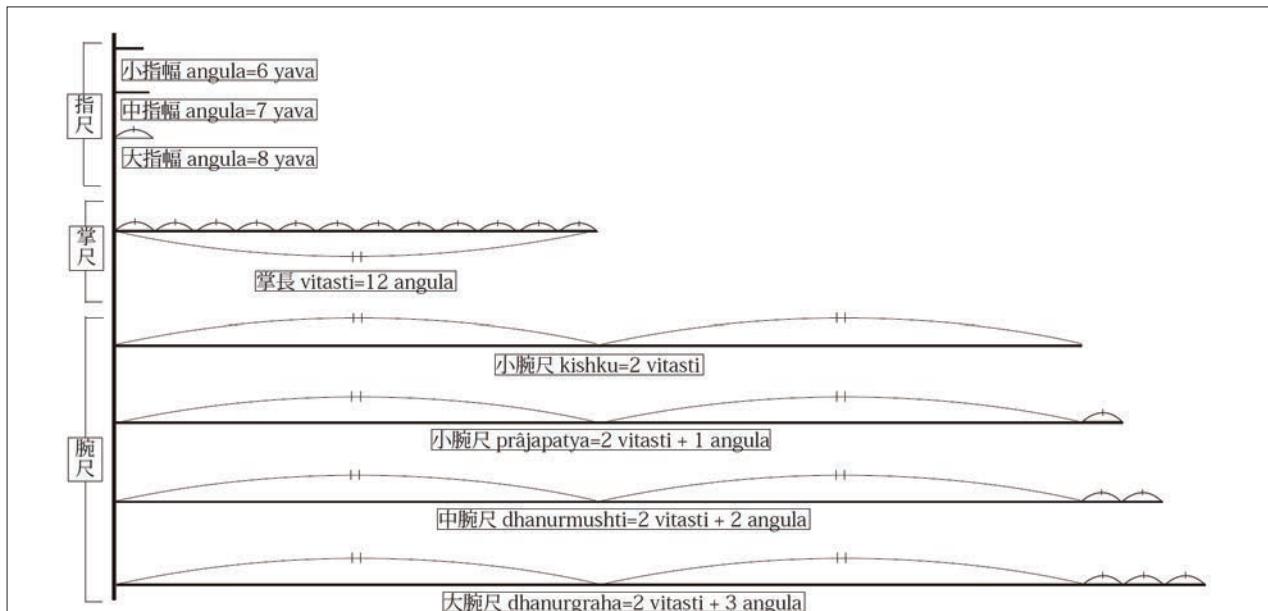


図3 インド建築書「マヤマタ」における長さの単位系(指尺～腕尺)

たと述べており、その根拠の一つとしてベトナムの単位「that = thoue × 30 = 14.63m」、「thoue = 488mm」の単位系が存在していたこと、またタイには「sok = 495mm」の単位系が存在していたことを参考することで、「実長値の完全な一致」であると述べている。一方で、新井氏が引用している「計量単位便覧」⁴にはこれらの証左が記載されておらず、「丸善 単位の辞典 二村隆夫監修」⁵を参照したところ、各長さの単位が確認された。

各単位系の関係を図示すると、図1～2のようになる。実長値としてthuoc(=488mm)、sok(=508mm≈500mm)は確かに「(新)ハスタ=480mm」に近似しているといえなくもないが、一方で各尺度が建築遺構に対して適用されていたか、あるいは尺度体系として同質のものとみることが出来るか、という点にはやや疑問が残る。タイにみられる尺度体系には2、4、あるいは8を倍数として単位系が構築されているのに対し、ベトナムのそれは10、30、あるいは300という異なる単位系を構築しているようにも観察される。また、各尺度が成立した年代を考慮しなければならず、論拠の一つとするには不安が残る。周辺諸国における単位系の例として、インド建築書「マヤマタ」、「マーナサーラ」などが挙げられる。これら建築書は図3のような寸法体系を構築されていたとされる⁶。両書の単位系は共通しており、また腕尺に関しては4種類の肘尺が指尺を加算・減算することで、用途に応じて使い分けられる。同書中ではプラージャーパトウヤ、ダヌルムシュティ、ダヌルグラハはそれぞれ乗り物・家具、建物、村に対して使い分けられるとされるが、全編を通じてハスタ、キシクの値をもとに数値の計算が行われ、またハスタ・キシクはすべての用途に対して適用できるものであるとされる。

以上のように、クメール、あるいは周辺国における尺度体系に関する論稿が発表されている。これらを踏まえて、筆者はプレ・アンコール期の代表的遺構である、サンボー・プレイ・クック遺跡群の祠堂・伽藍の平面計画を対象とした造営尺度の類推を行った。

2. プレ・アンコール期の寸法尺度に関する既往研究

プレ・アンコール期における研究成果は、アンコール期の建築学研究と比較しても充分とはいえない。その主要な理由の一つは、遺構の崩壊・マウンド化によって実測調査資料が採取し難いという点にある。プレ・アンコール期の重要遺構であるサンボー・プレイ・クック遺跡群は、真臘国の首都であったとされる「イーシャナプラ」に比定される大規模都市遺構である。当該遺跡群は実在の出土碑文に記される古代都市名と漢籍史料表記が表記としてほぼ完全に一致しており、同時代の周辺遺構と比較してもその規模は類を見ない。早稲田大学建築史研究室では、1998年より当該遺跡群の調査・修復を行っており、崩壊の進んだ遺構に対して、植生・生物被害を防止するためのクリアランス作業、現状記録のための図面描画、瓦解した遺構の修復計画の立案と実施等を行ってきた。

同遺跡群における設計計画の研究は、土谷智子、松元佑介両氏によって行われており、サンボー・プレイ・クック遺跡群北寺院群、Trapeang Ropeak Groupにおける祠堂(N8、N9、N10、Z1祠堂)を対象に分析が為されている⁷。同研究は造営尺度の推定にはじまり、設計計画の類推がなされており、建築各部の計画が420、450、490mmにおいて完数値が散見され、

結果的に $423 \pm 3\text{mm}$ という造営尺度の実長値を検出している。

筆者は上記研究を踏まえ、サンボー・プレイ・クック遺跡群北寺院群における12祠堂を対象に現地実測データから得られた寸法値を用いることで、遺構尺の類推と設計計画の想定を行った⁸。分析過程に関してはここでは触れないが、結果的に各遺構における遺構尺は表2のようになった。既にアンコール期尺度研究において述べられている412mmに近似する結果となったが、遺構によっては遺構尺にややばらつきがみられる結果となった。長方形平面であるN15、N18、N22祠堂において特に遺構尺のばらつきが大きく、造営年代の差異から適用される尺度の実長値がやや変化した⁹、あるいは祠堂造営の初期段階として計画されたために、施工班が大きかった理由などが考えられたが、先に述べたように、インド建築書において肘尺に複数のヴァリエーションがあったことが示されているため、同時代に複数の実長値を有する尺度を適用させていた可能性も否定し切れない。同研究では対象遺構における平面寸法値のみを抽出したが、黒河内宏昌氏はスリランカ建築の基壇部の構成において肘尺・指尺の推定を行っている¹⁰。本稿では、これらの研究を参考に、サンボー・プレイ・クック遺跡群における基壇構成の計画性を試論的に考察し、平面計画における遺構尺と比較を行う。

表2 北寺院群遺構尺分析値

遺構名	平面形状	unit 実長値	unit 完数換算値
		(mm)	(unit)
N1	方形	407.863	12-24-28
N7	方形	410.294	12-20-23
N8	方形	408.09	9-22,17
N9	方形	395.016	9-22,17
N10	方形	397.077	10-17
N11	方形	407.156	13-22
N12	方形	412.647	14-20
N13	(方形)	411.519	(11-13)-20
N14-1	方形	407.352	7-12.5
N15	長方形	398.866	(8-13.5)-(16-21.5)
N18	長方形	419.1	(5.5-8)-(10-17.5)
N22	長方形	400.85	(6-10)-(11.5-15)
		421.514	(6-9.5)-(9.5-12.5)

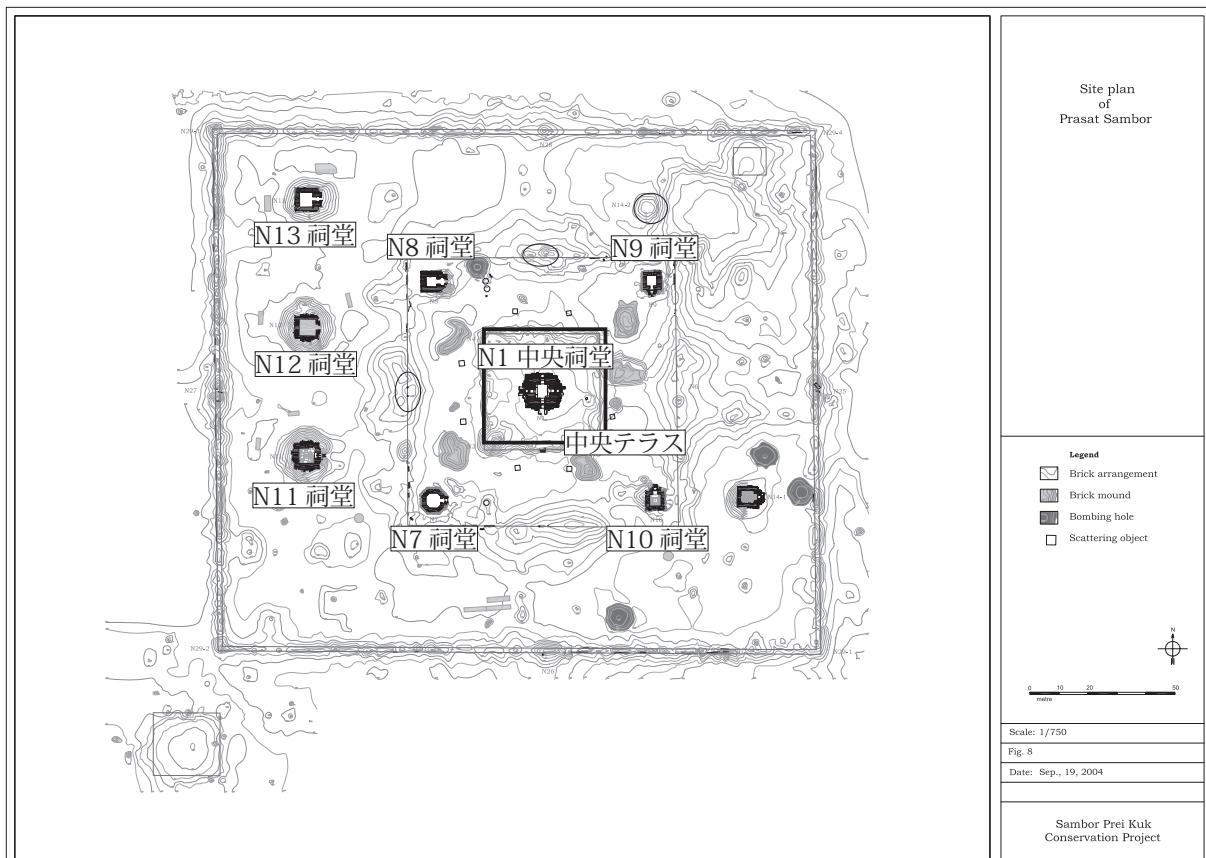


図4 北寺院群内周壁内伽藍配置

3. サンボー・プレイ・クック遺跡群北寺院群中央テラス・N1 塔基壇部に関して

サンボー・プレイ・クック遺跡群北寺院群は図4に示した通りとなっている。もっとも重要度が高いとされる中央祠堂が中心に位置し、四方に小祠堂が配置される。これらの祠堂は一段上がったテラス上に位置しており、各祠堂がテラス上に等方位に配されることから、段台型伽藍の祖型であった可能性が示唆されている¹¹。

テラス基壇は中央やや上部に帶上の装飾が施され、装飾部は波型の彫刻が一定距離間隔に施される。波型彫刻間は碁盤状の浮彫彫刻が施され、同様の文様が各祠堂の基壇部分に観察される。テラス遺構周辺部には水路痕が数点出土しており、その出土位置からもテラス各辺の中点に配されていた可能性が考えられる。波型彫刻は水路痕を中心として、外側を向くようなかたちで彫刻されていたと想定される。上部に関しては遺構の損傷によって明らかな値が計測できなかつたが、採取可能であった箇所の全高は1015mmほどであった。

N1 中央祠堂の基壇部分は写真3のように示される。基壇の中腹やや上部、また足元部分に、テラス基壇と同様の装飾が施される。基壇全高はテラス基壇と比較して二倍ほどであり、北寺院群他祠堂と比較しても規模の大きいものとなる。

これら遺構に関して、実長値を基に分析を行う。基壇部分に関する計画方法は、インド建築書「マヤマタ」、「マーナサーラ」ではまず、基壇全高をハスタ、アンギュラの完数値によって計画し、全高を整数値によって分割（し、バーガの単位長によって各部を計画する手順となる。本項では、各部の高さ寸法を基にバーガ実長値を類推することによって、各部のバーガ換算値と、アンギュラ換算値を算出した。その際に、分析の手掛かりとして黒河内宏昌氏「スリランカ仏教寺院建築の設計法則」を参考とし、試論の展開を行う。



図5 テラス基壇に発掘された水路痕

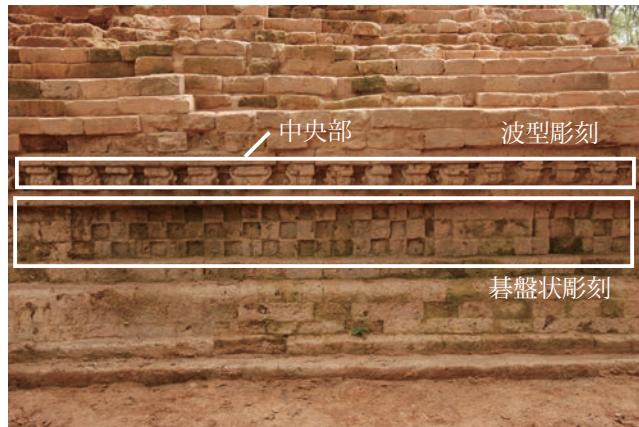


図6 テラス基壇碁盤彫刻と波型彫刻

4. 基壇の各部寸法計画

凡例
寸法値 (mm) b=バーガ換算値 (アンギュラ換算値±誤差)

N1 塔基壇部における各部計画は図8のように想定された。全高を38バーガとし、各部がそれぞれ完数値、あるいは0.5バーガを加減算した値として換算した値を算出した。N1 塔平面計画において筆者が算出した遺構尺は407.863mmであり、これをハスタ（肘尺）と見なして1ハスタ=24アンギュラとすると、1アンギュラ=16.99mmとなる。1バーガ=61.62mmと換



図7 N1 塔基壇足元の碁盤彫刻

算されたため、バーガ = $3 \cdot 25/40$ アンギュラと見なすことができる。各バーガのアンギュラ換算値は完数近似値との差が 2mm 以内に納まるが、全高に関しては 6mm とやや大きな差異となった。

N1 テラス基壇における各部計画は図 9 のように想定された。全高を 18 バーガとし、各部がそれぞれ完数値、あるいは 0.5 バーガを加減算した値として換算した値を算出した。テラスに N1 塔平面計画において算出した遺構尺 407.863mm を適用させると、アンギュラ実長値は同値であり、1 バーガ = 53.19mm と換算されたため、バーガ = $3 \cdot 5/40$ アンギュラと見なすことができる。同様にして、各バーガのアンギュラ換算値は完数近似値との差が 2mm 以内だが、全高は 4mm 差となる。

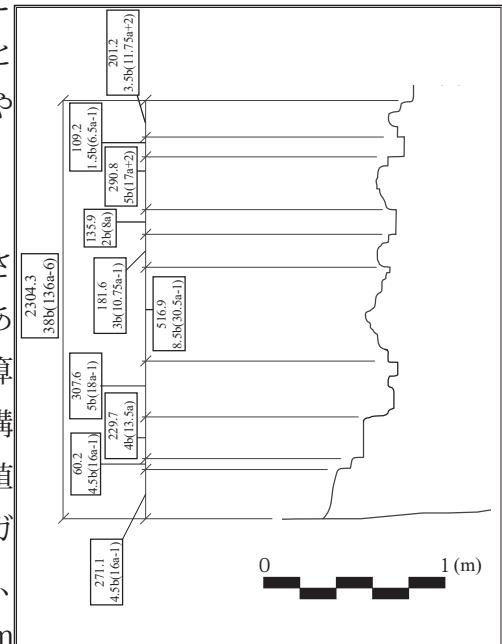


図8 N1 塔下部基壇断面図・分析値

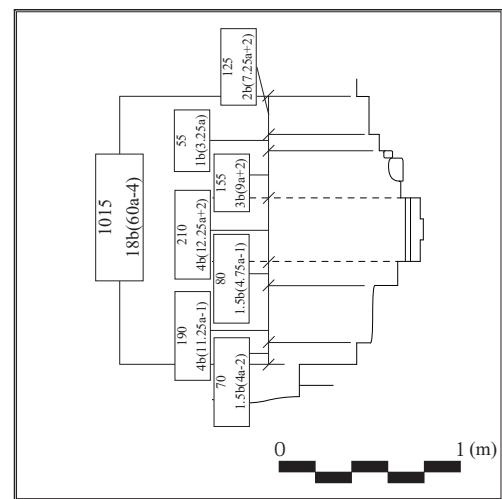


図9 テラス基壇断面図・分析値

本項では試論的に各部を完数値による四則演算によって算出した。前述したように「マヤマタ」におけるバーガの分割数は (18、19、21、22、24、26、32) であり、さらに「マーナサーラ」におけるバーガの分割数は (25、30、33、34、35) を除く、18 ~ 36 の整数であるとされる。したがって、同様の設計計画が適用されたとすれば、テラス基壇部において 18 バーガ、N1 塔基壇部において 36 バーガ程度が適用された可能性も考えられ、「マーナサーラ」における基壇計画法の指定範囲に合致する。基壇

全高は、インド建築書を参考すると通例、アンギュラ・ハスタの整数倍であったとされる。テラス基壇全高に関しては 2.5 ハスタ = 60 アンギュラとなり明快である一方、N1 塔基壇部分の全高は 5 ハスタ + 16 アンギュラとなり、一見するとやや複雑にも観察される。しかし、インドにおける各単位系が 8 の倍数を基本単位としていることからも、 $5+2/3$ ハスタ = 5 ハスタ + (8 × 2) アンギュラと見なせば明快であるともいえる。両箇所の共通部分である、碁盤状の文様装飾の該当部においては、それぞれ実長値としては 20mm 程度の差異がみられるが、バーガに換算した値は一致しており、これら計画が適用されていたとすれば、実長値ではなく基壇全高に対する割合、すなわちバーガを単位長とした完数値によって各部が計画されていた可能性が考えられる。アンギュラとなり明快である一方、N1 塔基壇部分の全高は 5 ハスタ + 16 アンギュラとなり、一見するとやや複雑にも観察される。しかし、インドにおける各単位系が 8 の倍数を基本単位としていることからも、 $5+2/3$ ハスタ = 5 ハスタ + (8 × 2) アンギュラと見なせば明快であるともいえる。両箇所の共通部分である、碁盤状の文様装飾の該当部においては、それぞれ実長値としては 20mm 程度の差異がみられるが、バーガに換算した値は一致しており、これら計画が適用されていたとすれば、実長値ではなく基壇全高に対する割合、すなわちバーガを単位長とした完数値によって各部が計画されていた可能性が考えられる。

5.まとめ、今後の展望

本稿では、サンボー・プレイ・クック遺跡群における N1 塔および中央テラスの基壇計画の分析を行った。結果的に、両遺構には全高を寸法体系に則った実長値によって決定された可能性が大いに考えられた。各全高はバーガによって換算され、基壇各部に割り付けられた可能性が考えられ、その寸法はバーガの完数値 (+0.5) によって決定づけられる計画性を見て取れた。

一方で、両遺構の基壇全高はやや寸法差が大きく、厳密にはインド建築書におけるバーガの指定分割数に即していないともいえるが、これは生産上の施工斑、あるいはクメール建築として改変が加えられた部分か、という点は判断し難い。

両遺構において換算されたバーガ、および各部の長さは、アンギュラに大きく外れているものではなかった。しかし、北寺院群の各祠堂において算出された遺構尺の微妙な差異は、10mm ほどの寸法差を互いに有しており、アンギュラに即したものであるという可能性の論拠には現状ではなりえないと考えられる。

今後、分析対象遺構を増やしていくことで、一定の基壇計画意図が読み取れる可能性がある。その際に、遺構尺の大きく異なる長方形祠堂などをモデルに分析を行っていくことで、当該遺跡群において適用された遺構尺が時代の中である程度の幅を有していたか、という議論について手がかりを得られるものと考えられる。

<図版典拠>

図 1、図 2、図 3、図 5、図 6 筆者作成

図 4 早稲田大学作成図面

図 5-7 筆者撮影・加筆

図 8-9 筆者作成

表 1-2 筆者作成

<脚注>

※ 1 溝口明紀、中川武、浅野隆、斎藤直弥「Thommanon 寺院と Banteay Samre 寺院の伽藍寸法計画 クメール建築の造営尺度と設計技術に関する研究」日本建築学会計画系論文集 第612号、2007年

※ 2 Sébastien Saur "Etude numerique des formes du troisième étage D'Angkor Va. Recherche de l'unité du mesur." BEFEO, 1995

※ 3 新井宏「アンコール・ワット期のクメール建築の尺度体系について『hat=480mm 説』を提示する」日本計量史学会、計量史研究37(1)、2015

※ 4 化学工業社、「計量単位便覧」、1984

新井氏を同書を引用しているが、該当ページに論拠とする箇所を発見することはできなかった。

※ 5 二村隆夫監修「丸善 単位の辞典」丸善出版、2002

以下原文

sok(ソク) 長さ タイの単位。古くは 2 ケウプ keup、1/4 ワー wah に相当し、50.8 cm。メートル単位系では 50cm にあてられている。

keup(ケウプ) 長さ タイの古い単位。12 ニウ niu。25.4cm。

niu(ニウ) 長さ タイ固有の単位で、1/12 ケウプ keup にあたる。2.083m。

wah(ワー) 長さ タイの古い単位。2.03m。また、近代の単位としては sok に相当し、2m。

tat(タート)

(1) エチオピア固有の単位で 2.5cm に相当する。

(2) ベトナムにも同名の単位があり、これはトゥオック thuoc の 10 分の 1 にあたる。地方によって違いがあるが、だいたい 4.88cm。

that(タート) 長さ ベトナム固有の単位で、30 トゥオック thuoc にあたる。14.63m。

thuoc(トゥオック) 長さ ベトナム固有の単位。時代によって変化があるが、だいたい 48.8cm。

※ 6 野口英雄「マーナサーラにみるインドの建築寸法」日本建築学会近畿支部研究報告集、計画形(22)、1982

※ 7 松元佑介、中川武、下田一太、土谷智子「サンボー・プレイ・クック遺跡群の祠堂設計方法の分析 - プレ・アンコール期クメール建築の研究 (IX)-」日本建築学会大会学術講演梗概集、pp.165-166、2003

※ 8 拙稿「サンボー・プレイ・クック遺跡群の建築学研究」早稲田大学修士論文、2018

※ 9 チエン・ラタ、片桐正夫、重松豊「クメールレンガ造建築の構造技術の発展過程と構法上の特徴の解明に関する研究 - プレ・アンコール期からアンコール初頭期(7世紀初頭～10世紀末)のレンガ造遺構の壁部と屋根部を中心として -」日本建築学会計画系論文集 第73巻 第627号、2008年

チエン・ラタ氏は上記論稿において、煉瓦造建築の構造形式に関する変遷考察を行っている。

※ 10 黒河内宏昌「アヌラーダプラ時代最後期(紀元後 684 ~ 993 年)の建築に用いられた尺の長さに就いて スリランカ仏教寺院建築の設計法則 その 1」日本建築学会計画系論文集 第558号、2002

※ 11 下田一太「クメール古代都市イーシャナプラの研究」早稲田大学学位論文、2012

「シェムリアップ／アンコール」の都市構想 その1. 図面史料調査と中心部の2つの計画案について

Realization of "Siem Reap/Angkor"

Part 1. Research on Drawing Archives and Consideration on Two Plans of Central Area

博士後期課程3年 黒岩千尋

1. 「シェムリアップ／アンコール」の現在

アンコール遺跡群の^{ひだ}襞の深さは、訪れる者の探究心を喚起しつづけている。各国調査隊のみならず、年間おおよそ200万人¹を超えるツーリストたちの訪問の因の一つは、遺跡群を自らの実体験で捉えたいという憧憬にあるだろう。背景の歴史に対しては、幾多の調査研究から解釈が生み出され、尚いっそう人々を惹きつける引力となってきた。その目指す頂から約5kmの麓に位置し、アンコール遺跡群への訪問者たちを受け入れるのが、本稿で述べるシェムリアップの街並みである。

「シェムリアップ／アンコール」の言葉は、早大歴史研が2013年に調査を開始する以前より、同地にて使用してきた。その関係性は、街の明快な立地に理解される。遺跡群から連なる二本の道路（Charles de Gaulle Blvd. 及び Sivatha Blvd.）と一筋の川（Siem Reap River）が緩やかに湾曲して交差する点には、中心のオールド・マーケット。約100m四方の街区いっぱいに大屋根で連なっている同マーケットは、みやげものが陳列されるだけでなく、昼前の時間帯には、地べたに魚や野菜が広げられ、現地住民が寄り集まる食材売場や日用品売場など、495店舗²が所狭しと並んでいる。周囲には低層のコロニアル様式の店舗付き住居50棟ほどが建て込み、建物間の狭い路地を世界各国からやってきた人々がみやげものや食べものを探して漫歩く。^{そぞ}コロニアル期の歴史的建造物地区（以降は歴史地区と称する）をすぎれば、少し大きめのホテルやスーパーの建つエリアがあり、その先に住居や緑が広がる。

この光景は、同じ多国籍都市のプノンペンとは異なる性質を有する。最近では、スマートフォンアプリの影響でインド伝来のリクシャーがカンボジアのトウクトゥクにとって変わりつつあるカンボジアの首都は、都市のスプロール化のまっただなかである。王宮やセントラル・マーケット周辺など複数のスポットを除けば、東南アジアの諸都市で流行りのコンテナ・マーケットやフランチャイズ・カフェがあちこちに新設されている。シェムリアップにも、こうした波は到来しているものの、未だ控えめではあり、やはり「シェムリアップ／アンコール」の都市の骨格は粘り強く維持されているのである。

GDPの16%を観光業が占めるカンボジアは³、アンコール遺跡群にて成り立っているといつても過言ではないが、政府は2020年までに同地の観光客数を370万人まで引き上げる目標を立てている⁴。都市問題はつきものであり、交通や火災など解決すべき点はすでに多い。

時事的な事柄が長くなってしまったが、つまりは、アンコール遺跡群が慕われ探求の対象として保持されるためには、それを支えるシェムリアップの街が魅力的でありつづけることが肝要だ。そのためには、「シェムリアップ／アンコール」の成立過程とその背景を明らかにし、都市の歴史的性質を踏まえた在り方を検討していきたい。

2. 研究目的・方法

シェムリアップ歴史地区の現在の街並みは仏領期に整備が進められたが、その過程について知ることのできる既往研究は限られている。特に、仏領期の建築・都市計画に関する研究は見られない。その中で、Darryl Leon Collins 氏の論考「SIEM REAP: THEN AND NOW」⁵は、当時のシェムリアップの様相を複数の旅行記などから書き起こしており、仏領以前のシェムリアップの政治の中心であった Siam 領の Citadel(要塞)やその周囲に点在する村の様子が理解される。

シェムリアップの建築・都市計画過程及びその都市構想を明確にするため、以下の視点より今後は研究を進めていく。

- ▶ 仏領以前の「シェムリアップ／アンコール」の建築・都市の様相
- ▶ 仏領期の「シェムリアップ／アンコール」の建築・都市計画の成立・変遷過程
- ▶ 「シェムリアップ／アンコール」の都市構想

現在までに、図面史料から都市の骨格の成立過程について、道路計画、中心部の建築計画、民族構成の視点から現状での整理を行った⁶。その過程で、仏領期のシェムリアップの街並み整備は、それ以前の Citadel (要塞) やアンコール遺跡群や街中の寺院の配置関係を踏襲して、その上に形成されたものであることが概要として確認された。

3. 図面史料を繙く

当時の詳細な計画を明らかにするためには、各地でアーカイブされた図面・文書史料の全貌を把握した上で、必要のあるもののみを読解していく必要がある。現在までに、フランス国立図書館のデジタルアーカイブ及びカンボジア国立公文書館のアーカイブを見てきたが、今回は特に、カンボジア国立公文書館に所蔵されている図面史料について繙いていく。

史料調査は、2018年2月5～6日及び5月7～11日のプノンペン渡航時に実施した。ワット・プノム寺院の麓に位置する国立公文書館は仏領時代に建設された建物を残しており、仏領期のものについては約40,000ファイルが収蔵されている⁷。コレクションには写真なども含まれるが、その多くは行政関連の書簡や業務記録、公式に発行された文書である。

所蔵史料がどのような位置付けのものであるかは、薄さやか氏の論文「カンボジア植民地期史料再考-理事長官文書を中心に-」を参考にしたい⁸。仏領期インドシナではアーキビストのポール・ブデ氏による分類法（ブデ分類）が施行され、カンボジア国立公文書館では現在も同分類に則って史料を探索することができる。一方、コータシナは直轄領であるのに対し、カンボジアは保護国であり、フランスの行政制度に平行従属してカンボジア王国行政府 - 州知事 - 村落組織が存在する「二重構造」であったという。1921年までには、フランスの中央官僚機構と地方行政制度の整備が進行し、カンボジアの地方行政単位と一致させることで、実質的には国内各地の政治の実権を握っていたとされる。これはシェムリアップの史料探索からも同様のことと言え、初期の史料にはクメール語で書かれた文章や往復書簡が多く確認され、フランス語訳が一部の史料に付け足されているが、後々多くはフランス語のみの書類に置き換わっている。また、初期の史料の発行・認証元は「Residence de Battambang」（Battambang 地方

理事官府) であるのに対し、調査した中では 1920 年代の史料から「Residence de Siem Reap」(Siem Reap 地方理事官府) の語が確認される。

文書と一緒に測量図、都市計画図、建築設計図などの図面史料もファイリングされている。収集した文書は、今後翻訳を進めて内容を精査する必要があるが、今回はシェムリアップの都市・建築計画に関わる図面史料に焦点をあてる（アンコール遺跡群のみの図面は除く）。その一覧と各記載内容の性質のまとめを表 1 に示す。全 12 ファイルに見られた図面の内訳は、都市計画図が 2 ファイル、所有敷地内の建物配置図が 3 ファイル、建物の設計図が 7 ファイル（建物単位で数えると 2 棟のみ）であった。これは、首都プノンペンや主要な地方であったバッタンバンに比べると史料点数や記載内容は圧倒的に少ない。そのため、各図面の精査とともに今後の文書史料の考察が必須である。シェムリアップの都市計画の整備方針などを示した文書は現状では見つかっておらず、断片的な情報を組み合わせることで都市構想の考察を試みたい。

4. 史料番号「4164」：中心部の 2 つの計画図の比較検討

都市計画図を示す 2 ファイルのうち、すでに筆者の論文内でも参照したことのある史料番号「459」はホテルの計画地 2 箇所を示すものである（表 1、1 行目）。一方で、地区割りや街区構成や寸法が精緻に書き込まれていることから、都市の測量図もしくは計画図である可能性が高い。特に、現在の都市とは異なる計画が含まれるため、計画図としての性格が強いだろう。一方で、同図面内には発行元や作図者、作図年などの情報が欠落しており、グランド・ホテル計画の起こった 1920 年代⁹ の地図であることは概ね誤りではないと思われるが、今後の慎重な研究が必要である。

「Ville de Siem Reap (改行) Construction de compartiments et d'un marché」と題された史料番号「4164」には、2 枚の地図が含まれている（図 1, 2）。記載内容を見ると、現在のオールド・マーケットとその東西 2 つの街区の区割り計画だとわかる。

両図面の表紙には、1918 年 5 月の日付が記され、「Conducteur」（実施者）と「Administrateur Délégué」（行政長官）のサインが見られる。図 1 に示すのが「Extrait du plan de lotissement du géomètre Bonvalot」（測量士 Bonvalot による区割計画図からの抜粋）の題で、作図はすべ

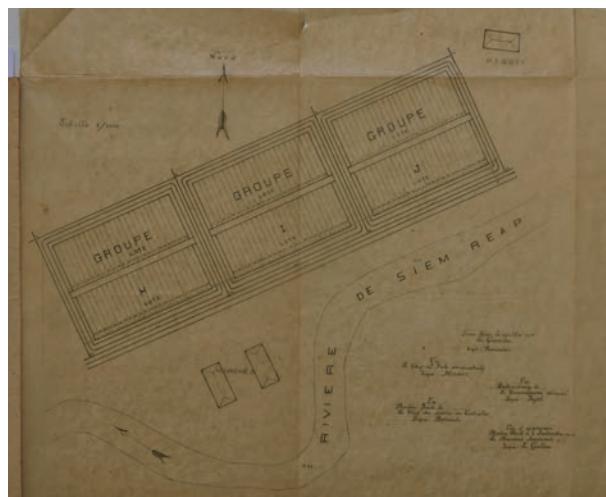


図 1 当初案



図 2 改定案

て黒線・黒文字で示されている。図面右下には5名の署名があり、その一番上が題名にも記載している測量士 Bonvalot 氏だが、日付は1914年5月となっている。図2は「Modifications au plan original proposées par l'administrateur délégué de Siem Reap」（シェムリアップ行政長官による当初の図面の修正）の題があり、街区内の区割り及び市場の位置が赤線・赤文字で描かれる。注意書きで赤線・赤文字は変更箇所であることが記載され、右下の5名の署名は赤線で打ち消されていることから、図1が当初の計画案、図2が改定案であることは明らかである。当初の案が1914年に作図されたとすると、実に4年をかけて修正されたこととなる。

2つの図面を比較すると、以下の2点で修正が加えられている。

【マーケット（MARCHÉ）の位置】

当初案では、川の湾曲で岸が張り出した地点にマーケットがあるが、改訂後は現在のオールド・マーケットの位置に建物が記載されている。当初案では2棟から構成されるが、改定案には区画中央の1棟のみである。1912年12月の時点ですでにマーケットの賃貸契約や運営取り決めに関する史料が存在し¹⁰、その契約は行政機関「Chef du Poste administratif de Siemréap」が管理していることが記載されていることから、当初案に描かれたマーケットは元々の既存建物の測量図であり、改定案はその位置を移動する計画であった可能性があげられる。

また、現在は当区画周辺では川が湾曲せず直線上に伸びていることから、後の時代に河川整備が実施されたことが考えられる。

【街区内の区画割の方法】

当初案では区画を南北に2等分し、住戸を南北に23戸ずつ配している。改訂案では、東西南北に間口を持ち、現在の街並みに類似する。特にマーケットに接している列の間口の割り方は現在と同様である。奥行きは計画図より深く、建造物設計時に変更があったことが窺える。

それ以外の街区規模及び街区間の道路幅や各区割りの幅（間口4m）については、当初案から変化がない。実測調査より、街区規模及び道路幅はほとんど一致することがわかり、また多くの住戸の間口が約4mであることも確認した。

図面史料調査から、中心部の計画についての一考察を試みたが、依然として不明点は多い。特にどのような意図の元に、計画および実施してきたのか、さらなる考察を行っていきたい。

<注釈>

注1… "Annual Report 2016", Tourism Statistics Report, Ministry of Tourism Cambodia.

注2… オールドマーケット管理事務局への聞き取りによる。

注3… 渡邊吾有子、「カンボジア観光業2020年の目標達成に向けて」、大和総研、2017.07.27

注4… 「カンボジア国アンコールワット地域スマートコミュニティ事業可能性調査報告書要約」経済産業省、2013

注5… Darryl Leon Collins、「Siem Reap: Then and Now」、Udaya 7、2007、pp. 73-99

注6… 黒岩千尋、「『シェムリアップ／アンコール』の成立 - 都市の骨格形成とその意図 -」、Project for Siem Reap/Angkor、Volume 5、2018、pp. 18-21

注7… カンボジア国立公文書館HPより。

注8… 薄さやか、「カンボジア植民地期史料再考 - 理事長官文書を中心とする -」、国文学研究資料館紀要、2014、pp.65-80

注9… Théry René、「L'Indochine française」、1931（Gallica所蔵）

注10… 「Adjudications du marché du centre de Siem Reap」、1912年（National Archives of Cambodia所蔵）

表1 National Archives of Cambodia 所蔵の Siem Reap に関する計画図／測量図

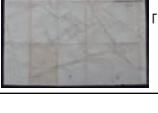
史料番号	題名	撮影写真	年代	記載内容の性質／推察事項
459	Centre de Siem Reap. Plan destiné au choix d'un emplacement pour la construction d'un hôtel.	 全体  第3地区拡大	不明	<ul style="list-style-type: none"> ・縮尺表記あり。1/2,000。 ・題名及び縮尺以外は、書誌情報(作成日・作図者など)の表記なし。 ・「1er - 3ème Quartier」(第1～3地区)と「Zone Suburbaine」(郊外地帯)の地区分けの表記。 ・第2及び第3地区にそれぞれ、「Emplacement projeté pour la construction d'un Hotel 1er Projet」「Emplacement projeté pour la construction d'un Hotel 2e Projet」の記載と網かけがあり、ホテルの建設計画地が示されている。 ・第3地区的川沿いには「Marchè」(市場)の文字と市場の建物の屋根伏が書かれ、その周囲に建物群の外形線が書かれている。市場の右2つ隣の街区には「Pagoda cambodgienne」(カンボジアの寺)の記載がある。 ・第2地区周辺には、左側から「Chef de Poste Administratif」「Milice」「Postes et Télégraphes」「Ecole」「Forêt is.」「Prison」の記載があり、複数の行政関連の施設が集まっていたことがわかる。 ・第2及び第3地区において、市場、寺院、郵便局などいくつかの施設は現在のシェムリアップと同じ施設配置となっており、園内の建物はすでに建てられたものを示している可能性は高い。 ・第1～3地区は、街区分けまで記載あり。 ・各街区は、長さ及び幅の寸法が記載されている。 ・街区の寸法は、現在の街と比較すると、適合箇所と不適合箇所があるため、計画図としての性質をもつ可能性が高い。
1009	Deux parcelles de terrains sises en bordure de centre rural de Siem Reap.	  【1種類目】   【2種類目】	1929	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの史料ファイル内に、2種類4枚の図面が含まれる。 <p>【1種類目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図面には「Propriété à Siem Reap. Relevé à l'Echelle de 0m001 p.m.」の記載。 ・シェムリアップ川の東岸(図中では左岸の記載)に敷地境界線及び建物の配置が示されている。 ・そのうち1枚目については、手書きで「(Rive gauche)」「Original Communiqué par 1er Bureau - Décembre 1929」の文字が付け足されている。 ・建物の凡例として、「maison d'habitation」「pavillon」「cuisine」「hargar」「hargar boyerie」が記載されており、住居が含まれている。 ・1枚目は、記載された敷地境界線に、境界となる複数のポイント間の距離を示す赤字の数字があり、測量された値であることが考えられる。土地の測量及び建物の配置計画図である可能性が高い。 ・2枚目については、測量の数值は記されず、敷地の外形線の距離及び建物配置のみが記されている。 ・題名及び縮尺の記載の他に、行政史料番号、発行元(Service du Cadastre Vu à Phnom Penh)、発行年月日(28/12/29の記載)、発行元の印鑑、責任者のサインなどが記載されており、公式の行政文書であることがわかる。 <p>【2種類目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「CONSERVATION D'ANGKOR Siemreapp Echelle 0m005 pour m.」の記載。 ・シェムリアップ川の西岸に敷地境界線及び建物の配置が示されている。 ・敷地の境界線や敷地内の区画線には、寸法が書き入れられている。建物には寸法は確認されない。 ・そのうち1枚目については、手書きで「Original communiquée 1er Bureau - Décembre 1929」の文字が付け足されている。 ・2枚目は、題名及び縮尺の記載の他に、行政史料番号、発行元(Service du Cadastre Vu à Phnom Penh)、発行年月日(28/12/29の記載)、発行元の印鑑、責任者のサインなどが記載されており、公式の行政文書であることがわかる。
4164	Plans de construction de compartiments et d'un marché.	  【1種類目】当初の計画案 【2種類目】改訂案	1918	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの史料ファイル内に、2種類の図面が含まれる。両図面とも縮尺表記あり。1/1,000。 ・図面及び書誌情報を記載した表紙から構成される。「Ville de Siem Reap Construction de compartiments et d'un marché」の記載及び手書きの2名の署名と日付の記載あり。右から「Angkor le 14 Mai 1918 P.C.C. Le Conducteur Wou●●●●●(原文読み取れず)」「Vu L'Administrateur Délégué ●mé●●●●●(原文読み取れず)」。 <p>【1種類目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙に「Extrait du plan de lotissement du géomètre Bonvalot」(測量士Bonvalotによる区割計画図からの抜粋)の記載。 ・作図はすべて黒線・黒文字で示されている。 ・3つの街区(Group H/I/J)及び街区内的区割り(「LOTS」と示されている)の記載。各区割りには通し番号が付されている。 ・街区及び街区間の道路、各区割りの幅、シェムリアップ川の2箇所に寸法の記載。 ・街区周囲の道路中心線の交差点に点が打たれ、数字(通し番号と推測)の記載あり。 ・3つの街区の北東(右上)に屋根伏で描かれた建物1棟と「PAGODA」の文字あり。 ・Group H/Iの街区の南東(右下)に屋根伏で描かれた建物2棟と「MARCHÉS」の文字あり。 ・図面右下に5名の署名あり。上から「Siem Reap le 19 Mai 1914 Le Géometre Signé: Bonvarot」「Vu Le Chef du Poste administratif Signé: Mercier」「Vu Battambang le Le Commissaire délégué Signé:Pujol」「Vu Phnom Penh le Le Chef du Service du Cadastre Signé: Bornet」「Vu et approuvé Phnom Penh le 4 Septembre 1914 Le Résident Supérieur p.i Signé: Le Gallen」。 <p>【2種類目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・表紙に「Modifications au plan original proposées par l'administrateur délégué de Siem Reap」(シェムリアップ行政長官による当初の図面の修正)の記載。 ・作図の変更箇所(街区内的区割り及び市場の位置)は赤線・赤文字で描かれ、当初と同じ箇所は黒線・黒文字のままである。注意書きで赤線・赤文字は変更箇所であることを記載。(「Nota: Les lignes et les cotes noires sont celles du plan Bonvalot. Ces lignes et les cotes rouges indiquent les modifications projetées par l'Administrateur délégué de Siem Reap.」) ・図面右下の5名の署名は赤線で打ち消されている。 <p>・1種類目の図面右下記載の日付(1918年5月14日)は、表紙記載の日付(1914年5月19日)より4年ほど遡る。1種類目がBonvalot氏による当初の計画案、2種類目がその改定案であることがわかる。</p>

表2 National Archives of Cambodia 所蔵の Siem Reap に関する計画図／測量図（前ページつづき）

4648 /1	Plan du dessiner Royal à Angkor		1922	<ul style="list-style-type: none"> ・図面題名、作図元、作図年、縮尺などの書誌情報は図面内には記載なし。方位の記載「Ouest」(西)及び「Est」(東)あり。史料ファイルには、1922年の情報あり。 ・敷地外東側(図面下)の道路に「Route du Bungalow」「Vers Siemréap」の記載。Bungalow d'Angkor(アンコール遺跡群内に位置したホテル)のあった敷地(アンコール・ワット寺院の西側)の周辺である可能性が高い。 ・複数の建物配置及び建物名が記されている。寸法の記載はない。建物配置図である可能性が高いが、計画案であるのか実施案であるのかは不明。 ・主な建物の名称は「Maison royale Roi et Princesses」(王と王妃の王家の住宅)「Mère de S.A.R le Prince Monivong」(王子Monivongの母)「Danseuses et chanteuses」(舞踏家及び声楽家)「Cuisine」(キッチン)など。 ・王族の居住区もしくは関連施設であることがわかる。
4648 /2	Plan du dessiner Royal à Angkor		1922	<ul style="list-style-type: none"> ・史料番号「4648/1」と同じ史料ファイル内の図面である。 ・図面題名、作図元、作図年、縮尺などの書誌情報は図面内には記載なし。 ・史料「4648/1」と同様に、敷地外(図面下)の道路に「Route du Bungalow」「Vers Siemréap」の記載。また、こちらの図面には「Vers Angkor Thom」の記載もあり、上記史料と隣接する敷地、もしくは同敷地およびその周囲の別の計画案の可能性がある。 ・複数の建物配置及び建物名が記されている。複数の建物に規模を示す寸法の記載。建物配置図である可能性が高いが、計画案であるのか実施案であるのかは不明。 ・図面左側3分の1の部分には「Maison royale」「Danseuses」「Cuisine royale」など王家関連の施設が並び、中央に「Village royal (Projeté)」「王家の村(プロジェクト)」の記載。 ・図面中央3分の1の部分には「Pavillon」(パビリオン)「Salle à manger」(ダイニングルーム)「Cuisine」(キッチン)など記載された建物が並び、中央に「Bungalow」の文字。Bungalow d'Angkor(ホテル)の土地の可能性。 ・図面右側3分の1には「Parc Forestier」(森林公園)と記された土地や「Boutiques」(お店)と書かれた小さな建物群が見られ、滞在客向けの施設の土地の可能性。また「Sala des Travaux Publics」(公共事業の建物)の記載もあり。
4769 /1	Annex du Bangalow d'Angkor. Plan des fondations		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Annex du Bangalow d'Angkor Plan des fondations Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Bangaloz d'Angkor(ホテル)のAnnex棟の図面であることがわかる。 ・図面内には、基礎の平面図及び各部分の寸法が記載されている。 ・建物基礎の設計図であることが推測される。
4769 /2	Annex du Bangalow d'Angkor. Façade, Plan et coupe A.B,C,D		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Annex du Bangalow d'Angkor Façade, Plan et Coupe ABCD Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Bangaloz d'Angkor(ホテル)のAnnex棟の図面であることがわかる。 ・図面内には、平面図、長手(ファサード)方向の立面図、短手(側面)方向の断面図。平面図及び断面図には寸法の記載あり。 ・平面は6つのホテルの居室を示している。 ・各居室は「Chambre」(部屋)「Toilette」(トイレ)「Douche」(シャワー室)から構成される。
4769 /3	Pavillon du Chef de Poste de Siam Reap. Plan et plan des fondations		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Pavillon du Chef de Poste de Siam Réap Plan et Plan des fondations Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Chef de Poste de Siam Reap(シェムリアップ郵便局)の建物の図面であることがわかる。 ・図面内には、基礎平面図及び1階平面図と各部分の寸法が記載されている。 ・平面図内に各部屋には室名が記載されている。「Salon」(ロビー)「Bureau」(事務所)「Salle à Manger」(ダイニングルーム)「Chambre」(2箇所、部屋)「Veranda」(ベランダ)「Toilette」(2箇所、トイレ)。
4769 /4	Pavillon du Chef de Poste de Siam Reap. Solivage du faux plancher et plan des fermes		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Pavillon du Chef de Poste de Siam Réap Solivage du faux plancher et Plan des fermes Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Chef de Poste de Siam Reap(シェムリアップ郵便局)の建物の図面であることがわかる。 ・図面内には、長手・短手両方向の小屋組断面図及び小屋組見上げ図とその寸法が記載されている。
4769 /5	Pavillon du Chef de Poste de Siam Reap. Façade postérieure et façade latérale droite		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Pavillon du Chef de Poste de Siam Réap Façade Postérieure et Façade latérale droite Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Chef de Poste de Siam Reap(シェムリアップ郵便局)の建物の図面であることがわかる。 ・図面内には、背面及び右側面の立面図が記載されている。
4769 /6	Pavillon du Chef de Poste de Siam Reap. Façade latérale droite		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Pavillon du Chef de Poste de Siam Réap Façade latérale droite Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Chef de Poste de Siam Reap(シェムリアップ郵便局)の建物の図面であることがわかる。 ・図面内には、左側面の立面図が記載されている。
4769 /7	Pavillon du Chef de Poste de Siam Reap. Façade principale et coupe transversale suivant AB		1911-1912	<ul style="list-style-type: none"> ・図面とともに書誌情報が記載された1枚の用紙あり。 ・用紙には「Territoire de Battambang Pavillon du Chef de Poste de Siam Réap Façade Principale et Coupe transversale suivant AB. Echelle de 0.02 p.m.」の記載。 ・Chef de Poste de Siam Reap(シェムリアップ郵便局)の建物の図面であることがわかる。 ・図面内には、正面立面図及びAB断面図が記載されている。 ・ABの切断箇所は、史料番号「4769/4」の小屋組見上げ図内に記されている。

後記・執筆者略歴

Postscript

* * * * *

★史標の復刊に参加させてくださった先輩方に深く感謝いたします。私事ですが今年の春休みに修理現場でアルバイトをしました。その際に仏像の研究をしている方に出会い、それをきっかけに卒業論文で研究した秋篠寺についてもう一度見直したいと思いました。本論をまとめるまでに出会った方々に感謝いたします。まだまだですがこれから頑張ります。

萩原安寿

1994年生まれ／2017年早稲田大学創造理工学部建築学科卒／2017年同大学院創造理工学研究科建築学専攻在籍／
主な論文：技法から読み解く秋篠寺本堂の復古理念

★祝「史標」復刊！編集会議で「史標」という誌名の由来について、皆で推察してみたが、よくわかりませんでした。まだ考査が必要ですが、復刊という形で先輩方が築いてこられた伝統を受け継ぐことはとても有意義だと思います。あらためて、史標第60号に寄稿させていただくことに感謝いたします。

万長城

1985年生まれ／2007年中国山東工芸美術大学景觀建築学学部室内設計学科卒／
2016年早稲田大学創造理工学研究科建築学専攻修士課程修了／2016年より同大学大学院博士後期課程在籍／
主な論文：中国における集落保護理念の発展的検討（修士論文）

★史標の復刊ならびに60号発行おめでとうございます。社会人として数年働いた後にまたふらふらと戻ってきた私ですが、戻ってきた矢先に「史標をまた始めたい」と後輩に言われ、これも不思議な巡り合わせだと思い、この度寄稿させていただきました。このような機会を与えてくれた後輩諸氏にあらためて感謝致します。

伊藤瑞季

1989年生まれ／2012年早稲田大学創造理工学部建築学科卒／2014年同大学院創造理工学研究科建築学専攻修了／
社会人経験を経て、2018年より早稲田大学大学院博士後期課程在籍／
主な論文：近世博多における町人地構造と町組「流」に関する復元的研究（修士論文）／一級建築士

★60巻刊行おめでとうございます。このような貴重な機会にお声かけ頂き、感謝致します。1990年から始まった史標の歴史が息を吹き替えしたので、これからも息長く続けていけるよう、まだまだ未熟ではありますがその一助となるべく努力して参ります。

石井由佳

1994年生まれ／2017年早稲田大学創造理工学部建築学科卒／2017年同大学院創造理工学研究科建築学専攻在籍／
主な論文：Phnom Kulen の特異性にみる聖山文脈の変化（卒業論文）

★「史標」復刊の契機は黒岩さんとの些細な雑談でした。執筆を依頼した際、二つ返事で快諾して下さった執筆者の皆さま、再刊を快く認めてくださった各先生方、そして刊行に際して巻頭の寄稿をして下さった中川先生に深く感謝いたします。第61号も滞りなく刊行できるよう尽力する次第ですので、どうぞよろしくお願ひいたします。

成井至

1994年生まれ／2016年早稲田大学創造英工学部建築学科卒／2018年同大学創造理工学研究科建築学専攻修了／
2018年より同大学大学院博士後期課程在籍／主な論文：サンボー・プレイ・クック遺跡群の建築学研究（修士論文）

★研究室に入ってから、本棚に並ぶ重厚な書籍に紛れ込んだ『史標』を、徹夜でふと疲れたときなど、見つけてきて読むのが好きでした。表紙については、こだわっていきたいのですが、みんなで悩み、当面の間はシンプルに新たな気持ちで「白紙」とさせていただきます。

黒岩千尋

1991年生まれ／2014年早稲田大学創造理工学部建築学科卒／2016年同大学院創造理工学研究科修了／
同年より同大学大学院博士後期課程在籍／
主な論文：「Khmer 地方拠点研究 -ācrama と建築・図像変化における帝国の構造-」
『高砂館』にみる草津温泉の木造旅館の変遷／編集事務所勤務

お知らせ
Submission

○「史標」原稿募集規定

本誌への投稿を歓迎いたします。論文、報告、書評、人物紹介、隨筆等、内容は自由。建築学以外の論考に関して可。以下の連絡先までご連絡いただければ、フォーマットテンプレートをお送りいたします。原則として、偶数ページにおさめることとし、図版には典拠、キャプションを付加してください。また、執筆後期(210文字以内)、略歴(124文字以内)のご送付もお願いいたします。

○質疑・討論原稿募集規定

掲載原稿に対する質疑や、討論の申し込みも受け付けております。ページ数は自由で、その他の原稿の形式に関しては上記のものと同一で構いません。提出期限は随時。多数のご質問・ご批評をお待ちしております。

○お問い合わせ

〒 169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス 55N 号館 8 階 10 号室
建築史研究室内 O. D. A. 「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第 60 号

2018 年 6 月号 (2018 年 6 月 11 日発行)

編集：黒岩千尋、成井至

〒 169-8555 東京都新宿区大久保 3-4-1
早稲田大学西早稲田キャンパス 55N 号館 8 階 10 号室
建築史研究室内 O. D. A. 「史標」出版局
TEL: 03-5286-3275
FAX: 03-3204-5486
Mail Address: shihyo@lah-waseda.jp

「史標」第 60 号（2018 年 6 月号） O. D. A.「史標」出版局発行